

第63回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年5月26日（月曜日）

午前10時

受付開始 午前9時

（当社は、2024年8月9日開催の第62回定時株主総会の決議により、決算期を5月16日から2月末日に変更しております。これに伴い、移行期である第63期（当事業年度）が2024年5月16日から2025年2月28日までの9.5ヶ月となっているため、本総会の開催日は前回開催の応当日と離れております。）

開催場所

札幌市中央区北1条西11丁目1番地1
グランドメルキュール札幌大通公園
（旧：ロイトン札幌）3階
ボールルーム

株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は、昨年に引き続き取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、株主懇親会につきましても、取りやめとさせていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使について

株主総会への当日のご出席に代えて、議決権行使書のご返送またはインターネットにより、議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2025年5月23日（金曜日）午後6時

報告事項

- 第63期（2024年5月16日から2025年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第63期（2024年5月16日から2025年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第2号議案
監査等委員である取締役2名選任の件
- 第3号議案
ウエルシアホールディングス株式会社との
株式交換契約承認の件
- 第4号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）
1名選任の件
- 第5号議案
監査等委員である取締役1名選任の件

株式会社ツルハホールディングス

証券コード：3391

証券コード3391
(発送日) 2025年5月9日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月2日

株 主 各 位

札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社ツルハホールディングス
代表取締役社長 鶴 羽 順

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tsuruha-hd.co.jp/ir/gms/>
(上記ウェブサイトのメニューより、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「ツルハホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3391」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、今般の株主総会は「議決権行使についてのご案内」に記載の通り、当日のご出席に代えて、議決権行使書に賛否を表示のうえご送付いただくか、議決権行使書に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法（インターネット等）により行使いただくかのいずれかの方法により議決権を行使することができます。行使につきましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2025年5月23日（金曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月26日（月曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 札幌市中央区北1条西11丁目1番地1 グランドメルキュール札幌大通公園
（旧：ロイトン札幌）3階 ボールルーム
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第63期（2024年5月16日から2025年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（2024年5月16日から2025年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第3号議案 ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- ◎インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、代理人ご本人の議決権行使書用紙とともに、①代理権を証明する書面（委任状）および、②株主様の議決権行使書用紙、委任状に押印された印鑑の印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、株主ではない代理人および同伴の方など株主以外の方は、株主総会にご出席いただけません。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「財産および損益の状況の推移」「対処すべき課題」「主要な事業内容」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および運用状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」に関する事項
 - ② 連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」に関する事項
 - ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」に関する事項
 - ④ 監査報告の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査等委員会の監査報告」に関する事項
 - ⑤ 株主総会参考書類の「第3号議案 ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「ウエルシアホールディングス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」および「当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」に関する事項したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

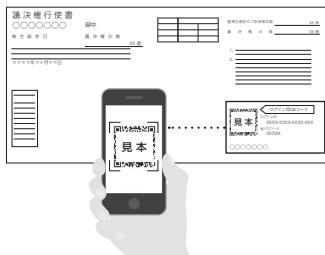
以上

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

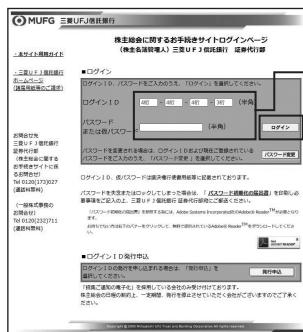
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては指名・報酬委員会による答申を踏まえ、6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者に対して適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席状況
1 <input type="checkbox"/> 再任	つる は じゅん 鶴 羽 順	代表取締役社長	10回/10回 (100%)
2 <input type="checkbox"/> 再任	むら かみ しょう いち 村 上 正 一	取締役執行役員 (株)ツルハグループドラッグ&ファ ーマシー西日本担当	10回/10回 (100%)
3 <input type="checkbox"/> 再任	や は た ま さ ひろ 八 幡 政 浩	取締役執行役員 (株)ツルハ担当	10回/10回 (100%)
4 <input type="checkbox"/> 再任	とお やま かず と 遠 山 和 登	取締役執行役員 グループ店舗開発部門担当	7回/7回 (100%)
5 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	た なか わか な 田 中 若 菜	社外取締役	10回/10回 (100%)
6 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	おく の ひろし 奥 野 宏	社外取締役	10回/10回 (100%)

(注) 遠山和登氏の取締役会出席状況は、取締役就任後の出席状況を記載しております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 <p data-bbox="269 828 503 904">つる は じゅん 鶴 羽 順 (1974年5月21日生)</p> <div data-bbox="344 919 435 964" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	<p data-bbox="541 208 1143 881"> 1998年4月 (株)ツルハ入社 2011年5月 同社取締役執行役員 同社北海道店舗運営本部長 当社執行役員 2011年12月 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.取締役 2014年8月 当社取締役専務執行役員・グループ店舗 運営部門担当 (株)ツルハ代表取締役社長 同社社長執行役員 2018年8月 当社代表取締役専務兼専務執行役員営業 統括、グループ店舗運営部門担当 2019年7月 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.取締役副 会長 2020年6月 当社代表取締役社長(現任) 当社社長執行役員 2020年8月 (株)ツルハ代表取締役副会長 2021年7月 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.取締役会 長(現任) 2024年8月 (株)ツルハ取締役会長(現任) </p> <p data-bbox="556 923 780 987"> (重要な兼職の状況) (株)ツルハ取締役会長 </p> <p data-bbox="556 1032 1143 1304"> (取締役候補者とする理由) 鶴羽 順氏は、代表取締役社長として、経営上の重要な決定事項に適切な意思決定を行うとともに、経験により培われた統率力・行動力によりグループ内事業会社の業容拡大、企業価値向上に大きく貢献しております。今後のウエルシアホールディングスとの経営統合後もグループの最高経営責任者として更なる経営手腕を発揮するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 </p>	123,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	 <p data-bbox="269 712 505 790">むら しみょう いち 村上 正一 (1967年5月24日生)</p> <div data-bbox="344 807 432 852" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	<p data-bbox="541 198 1138 261">1992年11月 (有)ウェルネス湖北 (現株)ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本) 入社</p> <p data-bbox="541 273 828 299">2002年 4月 同社取締役</p> <p data-bbox="541 311 873 337">2006年 4月 同社常務取締役</p> <p data-bbox="541 349 1138 477">2009年 6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 当社執行役員・(株)ウェルネス湖北 (現株) ツルハグループドラッグ&ファーマシー 西日本) 担当</p> <p data-bbox="541 489 1138 553">2015年 8月 (株)ツルハグループドラッグ&ファーマシ ー西日本代表取締役社長 (現任)</p> <p data-bbox="541 565 1138 659">2019年 8月 当社取締役 (現任) 当社執行役員・(株)ツルハグループドラッ グ&ファーマシー西日本担当 (現任)</p> <p data-bbox="556 701 765 727">(重要な兼職の状況)</p> <p data-bbox="563 739 1093 802">(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長</p> <p data-bbox="556 845 836 870">(取締役候補者とする理由)</p> <p data-bbox="541 883 1138 1087">村上正一氏は、当社グループの中核子会社である(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本代表取締役社長として、同社の中国・九州地区における順調な業容拡大に大きく貢献しております。その中で培ってきた経営手腕は当社の経営にも十分活かされており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	4,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	 <p data-bbox="269 627 503 703"> <small>や はた まさ ひろ</small> 八 幡 政 浩 (1968年9月12日生) </p> <div data-bbox="344 722 430 768" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	<p data-bbox="541 204 1096 521"> 1991年4月 (株)ツルハ入社 2008年12月 同社北東北店舗運営部次長 2009年8月 同社東北第一店舗運営部長 2014年4月 同社東北店舗運営本部長 2014年8月 同社北海道店舗運営本部長 2018年5月 同社執行役員北海道店舗運営本部長 2020年8月 (株)ツルハ代表取締役社長 (現任) 当社取締役 (現任) 当社執行役員・(株)ツルハ担当 (現任) </p> <p data-bbox="556 559 828 627"> (重要な兼職の状況) (株)ツルハ代表取締役社長 </p> <p data-bbox="556 672 1141 910"> (取締役候補者とする理由) 八幡政浩氏は、ツルハグループで最大規模の事業会社である(株)ツルハの代表取締役社長として、現場に精通した知識と経験を活かした質の高い経営を行っており、当社の企業価値向上に大きく貢献しております。今後も当社の経営目標達成のために力を発揮できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 </p>	6,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	 <p data-bbox="284 653 491 727">と お や ま か ず と 遠 山 和 登 (1964年3月6日生)</p> <div data-bbox="344 749 432 792" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	<p data-bbox="541 204 1138 530">1982年3月 株式会社ツルハ入社 1998年3月 同社店舗開発室第一店舗開発部長 2008年8月 同社執行役員店舗開発本部長 兼第一店舗開発部長 2014年8月 当社執行役員グループ店舗開発部門担当 2020年5月 株式会社ツルハ執行役員店舗開発本部長 2023年8月 同社取締役常務執行役員店舗開発本部長 (現任) 2024年8月 当社取締役執行役員グループ店舗開発部 門担当 (現任)</p> <p data-bbox="556 576 765 636">(重要な兼職の状況) (株)ツルハ取締役</p> <p data-bbox="556 681 836 712">(取締役候補者とする理由)</p> <p data-bbox="541 719 1138 958">遠山和登氏は当社グループの店舗開発部門の最高責任者として、更なるオーガニック成長およびM&Aによる出店戦略を策定し遂行する役割を担ってまいりました。長年培ってきた知見を活かし、今後も重要性が増す出店領域・店舗戦略において国内外の店舗網拡大に貢献していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	 <p data-bbox="273 613 500 689"> <small>た なか わか な</small> 田 中 若 菜 (1975年1月7日生) </p> <div data-bbox="344 707 432 749" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div data-bbox="344 768 432 810" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div>	<p data-bbox="541 208 1191 616"> 1997年7月 アーサー・D・リトル (ジャパン) 株式会社 2003年7月 日本ロレアル株式会社 2011年5月 ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社 2012年3月 衆議院東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 2012年11月 グラクソ・スミスクライン・ジャパン株式会社 社長室経営戦略部 2013年5月 同社 社長室経営戦略部変革推進室室長 2014年11月 グーグル合同会社 2021年10月 同社ディレクター (執行役員) 2023年3月 リンクトイン・ジャパン株式会社日本代表 (現任) 2023年8月 当社社外取締役 (現任) </p> <p data-bbox="541 654 1214 935"> (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 田中若菜氏は、製薬会社・世界的IT企業にて培った高い経営コンサルティング、ブランドマーケティングおよび経営の知見、政府特別プロジェクトメンバーを務めるなどの経験を有しております。加えて、女性としての当社の経営判断に有用な視点を有しており、これらの幅広く高度な知見・経験を、当社のDX (デジタル・トランスフォーメーション) 推進およびグローバル化に活かしていただける人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 </p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の 株式数
6	 <p data-bbox="273 813 500 889">おく の ひろし 奥 野 宏 (1963年3月6日生)</p> <div data-bbox="344 911 430 949" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div data-bbox="344 969 430 1006" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div>	<p data-bbox="541 201 1211 896"> 1989年1月 野村ローゼンバーグ・アセット・マネジメント、日本トレーダー、株式ポートフォリオトレーディング、ポートフォリオエンジニアリング 1993年4月 スミスバーニー株式会社、日本国際円株式セールス担当バイスプレジデント 1997年10月 ソロモンズミスバーニー株式会社国際円株式デリバティブセールス担当バイスプレジデント 1998年4月 ロバートソンスティーブンス株式会社 日本グローバル株式セールス担当バイスプレジデント 1998年9月 メリルリンチ日本証券ディレクター グローバルテックスペシャリスト、円株式セールス担当 2003年9月 メリルリンチ・アジア・パシフィック・リミテッド、香港ディレクター 環太平洋テック・スペシャリスト・セールス、アジア株式セールス 2005年9月 バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチディレクター 国際マルチプロダクト、円株式セールス担当 2011年6月 ジェフリーズジャパンリミテッド、ジェフリーズグループマネージングディレクター 2022年10月 KTSS 株式会社創設者、マネージングパートナー（現任） 2023年8月 当社社外取締役（現任） </p> <p data-bbox="541 934 1211 1342"> （社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 奥野 宏氏は、グローバルな金融機関での勤務経験が長く、金融という専門性の高い視点から資金調達等を含む当社の財務・ファイナンス戦略に新たな価値を付加できる知見を有しています。当社グループ成長のための各種施策を推進するためには、資金調達を含む当社の財務・ファイナンス戦略が一層重要であり、当社取締役会に必要な人材と判断いたしました。加えて、同氏は、海外経験豊富なコンサルタントとして、当社の経営に対し、今後重要性が増す国際性、事業展開への助言、監督も期待できる人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は会社の経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 </p>	- 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中若菜氏、奥野 宏氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、田中若菜氏と奥野 宏氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は「会社役員に関する事項」をご参照ください。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、田中若菜氏、奥野 宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 田中若菜氏、奥野 宏氏の両氏の社外取締役としての在任年数1年9か月となります。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役大船正博氏、佐藤はるみ氏、岡崎拓也氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	再任 社外 さ とう 佐 藤 はるみ	社外取締役（独立）	10回中10回 出席 (100%)	11回中11回 出席 (100%)
2	再任 社外 おか ざき たく や 岡 崎 拓 也	社外取締役（独立）	10回中10回 出席 (100%)	11回中11回 出席 (100%)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	 <p data-bbox="329 632 563 707">さとう 佐藤 はるみ (1955年2月26日生)</p> <div data-bbox="405 722 491 768" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div data-bbox="405 775 491 821" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div>	<p data-bbox="624 205 1182 458">1977年4月 (財)日本エネルギー研究所入所 1990年9月 (株)ダゲレオ出版勤務 1998年4月 朝賀伸也税理士事務所勤務 2001年5月 佐藤はるみ税理士事務所 代表 2018年12月 アンカー税理士法人札幌事務所 所 長 (現任) 2019年8月 当社社外取締役 2021年8月 当社社外取締役監査等委員 (現任)</p> <p data-bbox="639 492 1082 553">(重要な兼職の状況) アンカー税理士法人 札幌事務所 所長</p> <p data-bbox="624 591 1182 647">(監査等委員である社外取締役候補者とした理由お よび期待される役割)</p> <p data-bbox="624 654 1182 964">佐藤はるみ氏は、税理士としての税務に関する専 門的な知見を有しております。税理士としての豊富 な経験と高い見識に加え、女性としての当社の経営 判断に有用な視点を有しており、当社経営に客観的 視点から様々な提言をいただいております。なお、 同氏は、社外取締役となること以外の方法で当社の 経営に関与したことはありませんが、上記の理由に より、監査等委員会移行後も監査等委員である社外 取締役としての職務を適切に遂行できると判断いた しております。</p>	700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	 <p data-bbox="314 625 544 700">お か ざ き た く や 岡 崎 拓 也 (1977年9月12日生)</p> <div data-bbox="387 722 473 814" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div data-bbox="387 777 473 814" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div>	<p data-bbox="610 202 1197 420">2003年10月 司法研修所卒業 田中敏滋法律事務所 入所 2011年7月 岡崎拓也法律事務所開業 (現任) 2013年11月 (株)ホクリヨウ社外監査役 (現任) 2016年6月 フルテック(株)社外取締役監査等委員 (現任) 2021年8月 当社社外取締役監査等委員 (現任)</p> <p data-bbox="624 455 1034 579">(重要な兼職の状況) 岡崎拓也法律事務所代表 (株)ホクリヨウ社外監査役 フルテック(株)社外取締役監査等委員</p> <p data-bbox="610 613 1197 672">(監査等委員である社外取締役候補者とした理由およ び期待される役割)</p> <p data-bbox="610 677 1197 957">岡崎拓也氏は弁護士としての豊富な業務経験と専門 的知識を有し、高い見識をもとに独立した立場からの 助言により、取締役会の意思決定および監査・監督機 能の強化を図れるものと判断し、監査等委員である社 外取締役候補者としました。なお、同氏は、社外取締 役となること以外の方法で当社の経営に関与したこと はありませんが、上記の理由により、監査等委員会移 行後も監査等委員である社外取締役としての職務を適 切に遂行できると判断いたしました。</p>	一株

- (注) 1. 佐藤はるみ氏、岡崎拓也氏は社外取締役候補者であります。
2. 佐藤はるみ氏、岡崎拓也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 佐藤はるみ氏、岡崎拓也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 佐藤はるみ氏、岡崎拓也氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ5年9ヶ月、3年9ヶ月となります。
5. 佐藤はるみ氏、岡崎拓也氏が、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限といたします。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は「会社役員に関する事項」をご参照ください。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

当社とウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）は、当社、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びウエルシアHDの間で2024年2月28日付で資本業務提携契約（以下「本基本契約」といいます。）を締結し、当社、イオン及びウエルシアHDの間で、当社及びウエルシアHDの経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を含む、当社、イオン及びウエルシアHDの資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に向けた協議・検討を重ねてまいりました。

このたび、当社及びウエルシアHDは、2025年4月11日付で本資本業務提携に関して当社、イオン及びウエルシアHDの間で資本業務提携に係る最終契約書（以下「本資本業務提携最終契約」といいます。）を締結し、本経営統合についても最終的に合意に達したことから、2025年4月11日に開催した各社の取締役会の決議に基づき、両社の間で、本経営統合の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約についてご承認いただきたいと存じます。

なお、本株式交換は、本経営統合を目的として行われるものであり、本経営統合の実施は、両社の株主総会の承認並びに本経営統合の実行に際して競争法その他法令上必要なクリアランス・許認可等の取得を前提としております。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容その他本議案に関する事項は以下のとおりです。

第1. 本経営統合の経緯、目的

当社グループ（当社並びにその連結子会社12社（2025年2月28日現在）で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、地域に愛され、喜ばれる、「日本一のドラッグストアチェーン」を目指し、「お客様の生活に豊かさや余裕を提供する」という経営理念のもと、地域医療の担い手として、より身近で、安心できるサービスをお届けすべく、お客様の視点に立った店づくりを展開することを基本理念とし、医薬品や化粧品だけでなく、食品や日用雑貨等の多種多様な商品を取り扱い、地域の皆様の日常生活に密着した多店舗ドラッグストア事業者として、主要な店舗を全国の人口の5割強が生活する地方圏（全国の大都市圏を除く地域を指します。）に展開し、その地域で暮らす消費者の皆様には「豊かさや余裕」を提供しております。また、当社グループは、「地域のお客様を守るライフラインとしての役割を担い、美しく健やかな暮らしのお手伝いをする」とともに地域の生活、雇用や経済活動の場を提供し、地域社会への貢献」を基本方針として掲げております。こうした中で、当社グループは、お客様から地域へ、地域から社会へと「豊かさや余裕」の提供を社会全体に拡大していくことを通じて、「経営理念の実現に向けた事業活動の推進」と「社会課題解決に向けたアクションの充実」を遂行する「最大にして最良の日本一のドラッグチェーン」という目指すグループ像に向けて、独自の強み、資本及び経営基盤の強化に継続的に取り組んでいます。

一方、ウエルシアHDは、「お客様の豊かな生活と健康な暮らしを提供します」の企業理念のもと、健康をテーマとした付加価値の高い商品やサービスを提案する「生活のプラットフォーム」、「専門総合店舗」を目指し、「調剤併設」、「カウンセリング」、「深夜営業」及び「介護」を軸としたビジネスモデルを進化させつつ、従業員の専門知識を生かしたカウンセリングと丁寧な接客、地域性にこだわりを持った品揃え、より便利に利用いただけるサービスの充実により、近隣地域生活者の健康や美容、そして豊かな暮らしをサポートする店舗づくりを目指し、北海道から沖縄まで展開しています。

このような中、当社、ウエルシアHD及びイオンは、医療格差、健康格差及び地域間格差の拡大が大きな社会問題となる中、ドラッグストア業界においては、薬価の引き下げ、消費者の節約志向の高まり、人件費・物流費の高騰等によって事業環境の厳しさは増す一方であるものの、このような環境下においても、誰もがヘルス&ウエルネスのサービスを等しく受けられる社会を実現するためには、既存の業態の枠組みの中での成長にとどまらず、自らの業態の抜本的な変革を推進していく必要があると考えるに至りました。当社、ウエルシアHD及びイオンは、各社の持つ経営資源を最大限に活用しつつ、連携することにより、様々な分野でシナジーを発揮する、日本最大のドラッグストア連合体を創成します。その上で、アジアNo.1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限りない成長機会を創出し、もって地域生活者へより高次のヘルス&ウエルネスを提供すべく、本基本契約を締結し、本資本業務提携の一環として、両社は経営統合に向けた協議・検討を重ねてまいりました。このたび、当社、ウエルシアHD及びイオンの間で本資本業務提携について最終的な合意に達すると共に、当社とウエルシアHDが尊敬と信頼による強いパートナーシップを築き、「共栄共存」の精神に基づいた経営統合を行い、その一環として本株式交換を行うことについて最終的な合意に至りました。

本経営統合は、地域生活者のより高次のヘルス&ウエルネスへの実現（例えば、デジタル技術を活用した新たなヘルスケアサービス、栄養指導や運動指導を含む専門性の高いサービスの提供や、地域と連携した健康コミュニティの形成）を目的として、共通の理念を有する当社、ウエルシアHD及びイオンが、三当事者間の尊敬と信頼に裏打ちされた強いパートナーシップに基づき、それぞれの企業価値向上に資するドラッグストア連合体を創成する本資本業務提携の一環として行われるものであり、地域で暮らすお客様の豊かな毎日を支え続け、そこで働く従業員の限りない成長機会を創出するとともに、社会課題の解決に貢献することを企図するものです。

第2. 本株式交換契約の内容の概要

当社は、ウエルシアHDとの間で、2025年4月11日付けで締結した本株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

株式会社ツルハホールディングス（以下「甲」という。）及びウエルシアホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2025年4月11日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社ツルハホールディングス
住所：札幌市東区北24条東20丁目1番21号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：ウエルシアホールディングス株式会社
住所：東京都千代田区外神田二丁目2番15号

第2条 （株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における、乙の株主（第7条に基づく自己株式の消却後における乙の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に1.15を乗じた数の甲の普通株式を交付するものとし、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.15株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
2. 前項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して交付すべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の定めに従い処理する。

第3条 （株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第4条 (効力発生日)

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、本株式交換の効力は、効力発生日の前営業日までに、甲の普通株式を1株につき5株の割合をもって分割する株式分割が効力を生じていることを停止条件として生じるものとする。

第5条 (株主総会)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項につき株主総会の決議による承認を求める。

第6条 (剰余金の配当等)

1. 甲は、本契約締結後、(i)2025年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、1株当たり112.00円を限度として、また、(ii)2025年8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、1株当たり133.50円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、本契約締結後、(i)2025年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、1株当たり18円を限度として、また、(ii)2025年8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、1株当たり18円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得若しくは自己新株予約権の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得若しくは自己新株予約権の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第7条 (自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却するものとする。

第8条 (本契約の変更、解除)

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本株式交換の

目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、(i)効力発生日の前日までに、第5条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、(ii)本株式交換の実行に必要な法令（外国法を含む。）に定める関係官庁の認可若しくは承認を得られなかったとき（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令がとられた場合を含むが、これに限られない。）、又は、(iii)前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第10条 (合意管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年4月11日

甲：

札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社ツルハホールディングス
代表取締役社長 鶴羽 順

乙：

東京都千代田区外神田二丁目2番15号
ウエルシアホールディングス株式会社
代表取締役兼社長執行役員最高業務執行責任者 桐澤 英明

第3. 会社法施行規則第193条（第5号及び第6号を除く。）に定める内容の概要

1. 対価の相当性に関する事項

(ア) 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

	当社	ウエルシアHD
本株式交換に係る株式交換比率	1	1.15
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.23
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：237,416,868株（予定）	

(注1) 株式交換に係る割当ての詳細

ウエルシアHDの普通株式（以下「ウエルシアHD株式」といいます。）1株に対して当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1.15株を割当て交付いたします。なお、2025年8月31日を基準日とし、2025年9月1日を効力発生日として実施予定の当社株式1株を5株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）の効力が生じることを前提としております。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ若しくは判明した場合には、両社で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がウエルシアHDの発行済株式（但し、当社が保有するウエルシアHD株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるウエルシアHDの株主の皆様（但し、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有するウエルシアHD株式に代えて、その保有するウエルシアHD株式の数の合計に1.15を乗じて得た株数（本株式分割が行われることを前提としております。）の当社株式を交付いたします。

但し、ウエルシアHDは、本株式交換の効力発生日の前日までに、保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を消却する予定であるため、ウエルシアHDの2025年2月28日時点における自己株式数（10,958株）をウエルシアHDの発行済株式総数から控除して、本株式交換により交付する当社株式の数を算出しております。したがって、本株式交換により交付する当社株式の数は、本株式交換の効力発生日の前日までのウエルシアHDによる自己株式の取得、消却等の理由に

より、今後修正される可能性があります。

ウエルシアHDが2025年4月11日現在発行している新株予約権（計124個）については、2025年5月27日開催予定のウエルシアHDの定時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、その発行要項等の定めに従って、当該承認日の翌日から30日間、権利行使が可能となるため、本株式交換の効力発生日の前日までこれらの権利行使がなされた場合にも、自己株式の処分により自己株式数変動する可能性があります。

また、本株式交換に先立ち、当社の子会社である株式会社ツルハが保有するウエルシアHD株式（合計3,352,592株）（2025年2月28日現在）を当社に対して配当として交付する予定であるため、当社が保有するウエルシアHD株式数については合計3,352,592株と想定して、本株式交換により交付する当社株式の数を算出しております。

また、本株式交換により当社が交付する当社株式は、当社が保有する自己株式を充当した上で、さらに不足分に相当する数の普通株式を新たに発行する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により1単元（100株）未満の当社株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受けるウエルシアHDの株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(注4) 1株に満たない端株の取扱い

本株式交換により交付されるべき当社株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当社は、当該端数の割当てを受けることとなるウエルシアHDの株主の皆様に対して、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(注5) 本株式分割

当社は、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株を5株とする本株式分割を行い、発行済株式総数が49,557,068株から247,785,340株となる予定です。上記の本株式交換に係る割当比率及び本株式交換により交付される株式数は、本株式分割の効力発生を前提とするものです。

(注6) 本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

効力発生日の前日までの間に、当社又はウエルシアHDの財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又はは明ら

かとなった場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、当社及びウエルシアHDは、誠実に協議し合意の上、本株式交換契約を変更し又は解除することができることとされております。また、本資本業務提携最終契約が解除その他の方法により終了した場合には、本株式交換契約を終了させることとされております。

(イ) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びウエルシアHDは、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、当社、ウエルシアHD及びイオンから独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーを選定しました。当社は、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、ウエルシアHDはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をそれぞれ財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、当社は、TMI総合法律事務所を、ウエルシアHDは、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社においては、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券から2025年4月10日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、当社及びそのアドバイザーがウエルシアHDに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果、並びに岡崎拓也氏（当社の監査等委員である独立社外取締役）、佐藤はるみ氏（当社の監査等委員である独立社外取締役）、田中若菜氏（当社独立社外取締役）、奥野宏氏（当社独立社外取締役）及び浅田龍一氏（当社の監査等委員である独立社外取締役）の5名から構成される当社の特別委員会（以下「本特別委員会（ツルハHD）」といい、その詳細については下記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）からの指示、助言及び2025年4月10日付で受領した答申書（詳細については、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議、検討を重ねました。その結果、当社は、本株式交換比率が妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至りました。

他方、ウエルシアHDにおいては、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、ウエルシアHDの財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から2025年4月10日付で取得した株式交換比率算定書及び本株式交換比率がウエルシアHDの普通株主にとって財務的見地から妥当であると判断する旨の

意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。） 、 法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業からの助言、ウエルシアHDが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果、並びに野沢勝則氏（ウエルシアHD社外取締役・独立役員）、加々美博久氏（ウエルシアHD元社外監査役・弁護士）及び安田昌彦氏（ベネディ・コンサルティング代表取締役社長・公認会計士）の3名により構成されるウエルシアHDの特別委員会（以下「本特別委員会（ウエルシアHD）」といい、その詳細については下記（4）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「①ウエルシアHDにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）からの指示、助言及び2025年4月11日付で受領した答申書（詳細については、下記（4）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「①ウエルシアHDにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議、検討を重ねました。その結果、ウエルシアHDは、最終的に、本株式交換比率は妥当であり、ウエルシアHDの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、ウエルシアHDは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、当社及びウエルシアHDは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、本株式交換比率を含む本株式交換の条件について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、当社及びウエルシアHDは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるSMBC日興証券、本特別委員会（ツルハHD）が独自に選任した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）及びウエルシアHDの第三者算定機関であるみずほ証券のいずれも、当社、イオン及びウエルシアHDから独立した算定機関であり、当社、イオン及びウエルシアHDの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

SMBC日興証券は、ウエルシアHDの発行済株式の1.22%（2025年2月28日現在）を保有する大株主たる地位を有しており、また、当社グループ、ウエルシアグループ（ウエルシアHD並びにその連結子会社17社及び非連結子会社3社（2025年2月28日現在））で構成される

企業グループをいいます。以下同じです。)及びイオングループ(イオン並びにその連結子会社306社及び持分法適用関連会社26社(2025年2月28日現在)で構成される企業グループをいいます。以下同じです。)に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を行っている株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ企業の一員であります。当社は、SMBC日興証券の第三者算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてSMBC日興証券における財務アドバイザー業務並びに当社及びウエルシアHDの価値算定業務を担当する部署とその他の部署及び三井住友銀行との間で社内規定に定める情報遮断措置が講じられていること、当社とSMBC日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため財務アドバイザー及び第三者算定機関としての独立性が確保されていること、SMBC日興証券は当社、イオン及びウエルシアHDの関連当事者には該当せず、当社がSMBC日興証券に対して価値算定業務を依頼することに関し、特段の問題はないと考えられることを踏まえた上で、SMBC日興証券を財務アドバイザー及び第三者算定機関に選任しております。本特別委員会(ツルハHD)は、SMBC日興証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

なお、当社は、下記「(4)公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」に記載された各措置を講じ、かつウエルシアHDとの協議及び交渉を経て本株式交換比率を判断・決定しているため、SMBC日興証券から本株式交換比率の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

また、本取引(イオンが本株式交換の効力発生後に自らが保有する当社株式と併せて議決権割合が50.9%となるよう当社株式を取得する取引(以下「本連結子会社化」という。))及び本株式交換を総称していいます。以下同じです。)に係るSMBC日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本取引の成否を問わず、一定の報酬の支払いが予定されている以上、かかる報酬体系をもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりSMBC日興証券を当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。

山田コンサルは、当社、ウエルシアHD及びイオンのいずれの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る山田コンサルの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。))及びみずほ信託銀行株式会社(以下「みずほ信託銀行」といいます。))は、イオンの株主たる地位を有しているほかイオンに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等が生じ

ており、また、みずほ銀行は、ウエルシアHDに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等が生じておりますが、みずほ銀行およびみずほ信託銀行は、本株式交換に関してウエルシアHD、当社及びビオンとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、これらの措置により、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の株主たる地位並びに貸付人の地位とは独立した立場で、両社の株式価値の算定を行っているとのことです。ウエルシアHDは、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていること、ウエルシアHDとみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等に鑑み、第三者算定機関としての独立性が確保されていると判断しました。

また、本資本業務提携最終契約の締結及び同契約に基づく本経営統合（以下「本経営統合等」といいます。）に係るみずほ証券に対する報酬には、本経営統合等の成立等を条件に支払われる相当な成功報酬が含まれております。ウエルシアHDは、同種の取引における一般的な実務慣行及び本経営統合等が不成立となった場合にウエルシアHDに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本経営統合等の成否を問わず、一定の報酬の支払いが予定されている以上、かかる報酬体系をもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりみずほ証券をウエルシアHDの財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。

② 算定の概要

(i) SMBC日興証券による算定

SMBC日興証券は、当社及びウエルシアHDの両社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能なことから類似上場会社比較法による算定を行い、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）による算定を行いました。

なお、市場株価法については、2025年4月9日を算定基準日として、東京証券取引所における基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各株価終値平均を採用いたしました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、ウエルシアHDの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定結果（株式分割考慮前）
市場株価法	0.232～0.238
類似上場会社比較法	0.165～0.249
DCF法	0.153～0.286

なお、SMBC日興証券が算定の前提とした当社及びウエルシアHDの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、当社及びウエルシアHDの当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

（注）SMBC日興証券は、株式交換比率算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報は全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき当社及びウエルシアHDにおいて一切認識されていないことを前提としております。また、当社及びウエルシアHD並びにそれらの関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行なっておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、当社及びウエルシアHD並びにその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式交換比率算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。SMBC日興証券が、株式交換比率算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、両社により合理的かつ適正な手続きに従って作成されたことを前提としております。また、株式交換比率算定書において、SMBC日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定をおいて分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。SMBC日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。

なお、SMBC日興証券による株式交換比率算定書は、当社の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、当社及びウエルシアHDの両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(ii) 山田コンサルによる算定

山田コンサルは、当社及びウエルシアHDの両社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能なことから類似上場会社比較法による算定を行い、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法による算定を行いました。

各評価手法における算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果（株式分割考慮前）
市場株価法	0.199～0.261
類似上場会社比較法	0.150～0.247
DCF法	0.168～0.304

市場株価法については、2025年4月10日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。

なお、山田コンサルがDCF法の評価の基礎とした、当社及びウエルシアHDの財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(注) 山田コンサルは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（事業計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は2025年4月10日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

(iii) みずほ証券による算定

みずほ証券は、当社及びウエルシアHDの両社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法（算定基準日である2025年4月10日を基準

日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の株価終値、2025年3月11日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年1月14日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年10月11日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。)を、また両社いづれについても比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCFを採用して算定を行いました。当社の1株当たり株式価値を1とした場合の各評価方法における株式交換比率の算定レンジは以下の通りです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ (株式分割考慮前)
1	市場株価基準法	0.222~0.237
2	類似企業比較法	0.137~0.262
3	DCF法	0.141~0.353

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供又は開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。みずほ証券の株式交換比率の算定は、2025年4月10日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、ウエルシアHDの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした両社の財務予想においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2025年12月1日（予定））をもって、ウエルシアHDは当社の完全子会社となり、ウエルシアHD株式は2025年11月27日付で上場廃止（最終売買日は2025年11月26日）となる予定です。上場廃止後は、ウエルシアHD株式を東京証券取引所プライム市場において取引をすることができなくなります。

ウエルシアHD株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりウエルシアHDの株主の皆様は割り当てられる当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時においてウエルシアHDの株式を87株以上保有し、本株式交換により当社株式の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受けるウエルシアHDの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、87株未満のウエルシアHD株式を保有するウエルシアHDの株主の皆様には、当社株式の単元株式数である100株に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。詳細については、上記（ア）「本株式交換に係る割当ての内容」（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

なお、ウエルシアHDの株主の皆様は、最終売買日である2025年11月26日（予定）までは、東京証券取引所プライム市場において、その保有するウエルシアHD株式を従来通り取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

当社は、本株式交換を含む本取引は、結果としてイオンが当社の過半数の議決権割合となる取引であるとともに、イオンを直接又は間接に相手方とする取引であるところ、イオンは、当社株式9,675,200株（所有割合（ツルハHD）（注1）：19.66%）を直接保有しており、また、イオンが野村證券株式会社から当社株式3,530,000株を自ら取得すること（以下「本追加取得」といいます。）が想定されているため、これらの取引の結果として、当社株式13,205,200株（所有割合（ツルハHD）：26.83%）を保有することになること等に鑑みれば、一般論として、当社の取締役会（以下「当社取締役会」といいます。）は、その構造上、本取引に係る意思決定を行うに際して、イオンの影響を受ける可能性があり、本取引の是非を決定するにあたり当社取締役会と当社の一般株主との間に利益相反が生じる可能性があること等を考慮し、当社において、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

また、ウエルシアHDは、本株式交換は、本基本契約を踏まえ、当社、イオン及びウエルシアHDが本経営統合及びイオンによる当社の連結子会社化等に関して締結する本資本業務提携最終契約に従い実施されるものであるところ、イオンは、2025年4月11日時点で、(i)ウエルシアHD株式105,981,400株（所有割合（ウエルシアHD）（注2）：50.51%）を保有し、ウエルシアHDを連結子会社としていること、また、(ii)当社株式9,675,200株（所有割合（ツ

ルハHD) : 19.54%) を保有していること等に鑑みれば、本株式交換を含む本経営統合について本資本業務提携最終契約において合意を行うに際しては、イオンと当社及びウエルシアHDの少数株主の利害が必ずしも一致せず、イオンを通じて当社及びウエルシアHDの相互に利益相反が生じる可能性が存在することから、本経営統合の公正性の担保に万全を期し、ウエルシアHDにおいて、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(注1) 「所有割合(ツルハHD)」とは、当社が2025年4月11日に提出した2025年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2025年2月28日現在の発行済株式総数(49,557,068株)に、当社が同日現在残存するものと報告した新株予約権5,149個の目的である当社株式数の合計(554,000)株を加算した株式数から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式(890,955株)を控除した株式数(49,220,113株)に対する当社株式の割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合(ツルハHD)の計算において同じとします。)をいいます。

(注2) 「所有割合(ウエルシアHD)」とは、ウエルシアHDが2025年4月11日に提出した2025年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「ウエルシアHD決算短信」といいます。)に記載された2025年2月28日現在の発行済株式総数(209,713,800株)に、ウエルシアHDが同日現在残存するものと報告した新株予約権124個の目的であるウエルシアHD株式数の合計(99,200)株を加算した株式数から、ウエルシアHD決算短信に記載された同日現在のウエルシアHDが所有する自己株式(10,958株)を控除した株式数(209,802,042株)に対するウエルシアHD株式の割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合(ウエルシアHD)の計算において同じとします。)をいいます。

【当社における公正性を担保するための措置】

当社の公正性を担保するための措置は以下のとおりです。

- ① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
(i) 設置等の経緯

当社は、2024年9月6日開催の当社取締役会における決議により、イオン、当社及びウエルシアHD並びに本取引の成否からの独立性に問題がないことを確認の上、岡崎拓也氏(当社の監査等委員である独立社外取締役)、佐藤はるみ氏(当社の監査等委員である独立社外取締役)、田中若菜氏(当社独立社外取締役)、奥野宏氏(当社独立社外取締役)及び浅田龍一氏(当社の監査等委員である独立社外取締役)の5名から構成される本特別委員会(ツルハHD)を設置するとともに、本特別委員会(ツルハHD)に対し、(a)本取引の目的の合理性(本取引が当社グループの企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、(b)本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類)の妥当性を含む。)に関する事項、(c)本取引の手続の公正性に関する事項(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施(本取引の内容として公開買付けが実施される場合には、当該公開買付けに係る意見表明の内容を含む。)を決定することが当社の少数株主にとって不利益か否か(以下、これらを総称して「本諮問事項(ツルハHD)」)といいます。)について諮問することを決議しておりま

す。その上で、当社は、本特別委員会（ツルハHD）の委員の候補者が、当社、イオン及びウエルシアHDからの独立性を有すること並びに本取引の成否に関して少数株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、岡崎拓也氏、佐藤はるみ氏、田中若菜氏、奥野宏氏及び浅田龍一氏の5名を本特別委員会（ツルハHD）の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会（ツルハHD）の委員は設置当初から変更しておりません。また、本特別委員会（ツルハHD）の委員に対して本取引の成否と連動して報酬が支払われるなど、本特別委員会（ツルハHD）の委員に対する報酬として成功報酬は採用されておりません。）。

また、当社取締役会は、本特別委員会（ツルハHD）の設置にあたり、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会（ツルハHD）の判断内容を最大限尊重し、本特別委員会（ツルハHD）が本取引の条件について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないこととする旨を併せて決議しております。

さらに、当社取締役会は、本特別委員会（ツルハHD）に対し、(i)本特別委員会（ツルハHD）は、本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項（ツルハHD）の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることができるほか、特に必要と認めるときは、本特別委員会（ツルハHD）独自のアドバイザーを選任することもできるものとし、その場合の費用は、当社が負担するものとする、(ii)当社は、本特別委員会（ツルハHD）に適時に交渉状況の報告を行い、重要な局面で意見、指示及び要請を受け、本特別委員会（ツルハHD）が取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する旨の権限を付与しました。また、本特別委員会（ツルハHD）は、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任することにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関並びに法務アドバイザーとして承認しました。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会（ツルハHD）は、2024年10月18日から2025年4月10日までの間に合計25回にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項（ツルハHD）に係る職務を遂行いたしました。

本特別委員会（ツルハHD）は、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認しており、当社の法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所について、イオン、ウエルシアHD及び当社の関連当事者には該当しないこと及び本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認の上、その選任を承認しております。また、本特別委員会（ツルハHD）は、本特別委員会（ツルハHD）の財務アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上選任し、本特別委員会（ツルハHD）の法務アドバイザーである日比谷パーク法律事務所について、イオン、ウエルシアHD及び当社の関連当事者には該当しないこと及び本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認の上、選任しております。さらに、本特

別委員会（ツルハHD）は、下記「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり当社が社内に構築した本取引の検討体制に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しております。

その上で、本特別委員会（ツルハHD）は、TMI総合法律事務所及び日比谷パーク法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会（ツルハHD）は、山田コンサルから受けた助言も踏まえつつ、当社が作成した2025年2月期から2030年2月期までの事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しております。

本特別委員会（ツルハHD）は、当社から、本取引の目的や意義、当社の事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施するとともに、イオン及びウエルシアHDに対して質問事項を提示し、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等に関する質疑応答を実施しております。

加えて、本特別委員会（ツルハHD）は、当社のウエルシアHDとの交渉について、随時、当社及びSMBC日興証券から報告を受け、審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会（ツルハHD）は、ウエルシアHDから本株式交換比率に関する回答を受領次第、それぞれの回答について報告を受け、SMBC日興証券及び山田コンサルから対応方針等についての分析・意見を聴取した上で、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言を踏まえて検討を行いました。その上で、本特別委員会（ツルハHD）は当社に対し、当社としての本取引の意義・目的を達するためにウエルシアHDとの間で協議すべき事項について意見を述べる等、当社とウエルシアHDとの間の本株式交換比率を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において実質的に関与いたしました。

さらに、本特別委員会（ツルハHD）は、TMI総合法律事務所及び日比谷パーク法律事務所から、複数回、当社が公表又は提出予定の本株式交換に係る開示書類のドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。加えて、当社がウエルシアHDから本株式交換に関する提案を受領する都度、適時に報告を受け、当社に対して複数回に亘り、ウエルシアHDに対して本株式交換比率に関して意見し、ウエルシアHDに対する交渉方針を審議・検討すること等により、ウエルシアHDとの間の本株式交換比率に関する協議・交渉に実質的に関与しました。

(iii) 判断内容

本特別委員会（ツルハHD）は、以上の経緯の下で、TMI総合法律事務所及び日比谷パーク法律事務所から受けた法的助言、山田コンサルから受けた財務的助言を踏まえつつ、本諮問事項（ツルハHD）について慎重に検討・協議を重ねた結果、2025年4月10日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書（以下「本答申書（ツルハHD）」）を提出しております。

(a) 答申内容

- i 本取引は、当社グループの企業価値の向上に資するものと認められ、本取引の目的は合理的である。
- ii 本取引の取引条件は妥当である（但し、本公開買付けに係る公開買付価格（以下「本公開買付価格」という。）については、本公開買付価格が市場価格に一定程度のプレミアムを加えた価格であるものの、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であり、当社の株主が本公開買付け後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるため、本公開買付価格の妥当性については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねることは適切である。）。
- iii 本取引の手続は公正である。
- iv 上記i乃至iiiを踏まえ、本株式交換を行うこと及び本公開買付けについて賛同表明することについて決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益ではない（すなわち、当社の取締役会が、（ア）本株式交換を実施すること、及び（イ）本公開買付けに賛同の意見を表明することを決定することは、当社の少数株主に不利益ではない。また、上記（イ）について、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であり、当社の株主が本公開買付け後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるため、本公開買付価格の妥当性については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねることは当社の少数株主にとって不利益ではない。）。

(b) 答申理由

- i 本取引の目的の合理性（本取引が当社グループの企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項について

本特別委員会（ツルハHD）は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社グループの企業価値の具体的内容等について、イオン、当社及びウエルシアHDに対して質疑を行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

- ・ イオンと当社の資本関係は、1995年1月に業務・資本提携契約を締結し、ジャスコ株式会社を割当先とする第三者割当により株式会社ツルハ株式32,000株を取得したことを契機としたものである。
- ・ 当社を含むドラッグストア業界は、健康需要の高まり、取扱商品の拡大、意欲的な出店等を背景に市場規模を順調に拡大させてきた。一方で、物価高に伴う消費者の節約志向の高まり、人件費・物流費の高騰など事業環境の変化に直面している。また、国内では、業界の成長は成熟ステージを迎え、再編の機運が高まっていると考えている。このような状況の中、当社は、出店済み地域の更なるドミナント戦略の強化、調剤併設店舗の拡大、各部門社内システムの刷新による次世代基盤の構築、プライベートブランドシリーズのラインナップ強化等、店舗・調剤・DX・プライベートブランドにおける重点戦略の推進を通じ

て、さらに大きな成長に向けた筋肉質な企業体質への変換を目指している。しかし、医療格差、健康格差及び地域間格差の拡大が大きな社会問題となる中、ドラッグストア業界においては、薬価の引き下げ、消費者の節約志向の高まり、人件費・物流費の高騰等によって事業環境の厳しさは増す一方であるものの、このような環境下においても、誰もがヘルス&ウエルネスのサービスを等しく受けられる社会を実現するためには、既存の業態の枠組みの中での成長にとどまらず、自らの業態の抜本的な変革を推進していく必要があると考えている。

- ・ 上記の課題認識の下、以前より当社と提携関係にあるイオン、当社及びウエルシアHDは、各社が掲げる理念の実現と企業価値の向上を図るとともに、継続的に相互に情報共有・課題認識について共有等を図ってきた。そして、イオン、当社及びウエルシアHDは、各社の持つ経営資源を最大限に活用し、連携することにより、様々な分野でシナジーを発揮して、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo.1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限りない成長機会を創出し、もって地域生活者のより高次のヘルス&ウエルネスの実現（例えば、デジタル技術を活用した新たなヘルスケアサービス、栄養指導や運動指導を含む専門性の高いサービスの提供や、地域と連携した健康コミュニティの形成）をしていくことが最適であるとの考えに3社で至ったため、本基本契約を締結した。そして、本基本契約において、資本提携の内容として、遅くとも2027年12月31日までに、当社を親会社とし、ウエルシアHDを完全子会社とする株式交換の方法による経営統合を行い（なお、本資本業務提携最終契約において、本株式交換の効力発生日を2025年12月1日とすることに合意している。）、その後イオンが当社株式に係る議決権割合が過半数以上51%未満となる範囲で当社株式を追加取得し、当社を連結子会社とすること、また業務提携の内容として以下の範囲で、実際の実行項目の選択、時期及び条件等の詳細について、別途イオン、当社及びウエルシアHDの間で誠実に協議し、決定することとした。

- (i) 店舗開発、調剤併設化等に関する相互協力
- (ii) 商品や電力の仕入れ・開発等の相互協力
- (iii) 物流効率化の相互協力
- (iv) 決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携
- (v) プライベートブランド商品の共同開発や相互供給の推進
- (vi) DX・ECの推進等に関する相互協力
- (vii) 経営ノウハウの交流
- (viii) フード&ドラッグ業態の研究と推進
- (ix) 人材及び人事情報の交流

めに非常に重要であり、両社の資本関係を強化するにあたっては、当社の自主的な経営を尊重しつつ、両社の連携を深めることができる当社の上場を維持する連結子会社化が望ましいとの共通認識に至った。もっとも、イオンの当社の経営に対する支配力又は影響力の増加による経営上の制約に関しては、イオンと当社は、本資本業務提携最終契約において、経営の自主性・独立性について合意しており、契約上一定の手当てがなされていることから問題ないと判断している。

- ・ 当社は、電力の仕入れ、物流効率化の相互協力、決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携、DX・ECの推進等に関する相互協力、フード&ドラッグ業態の研究と推進は、平成7年業務・資本提携体制では業務提携範囲にて明記されていないため、本資本業務提携最終契約により、今まで以上にイオングループと強固に連携することで、より広い業務において協力・提携することができると考えている。
- ・ イオンは、海外展開については、物件の共同開発、商品の共同仕入れを行うことにより海外市場における出店加速や競争力の向上が実現でき、これらの活動は、連結子会社化という深いつながりを形成してはじめて可能になると考えている。特に、フード&ドラッグ業態の開発にあたって課題の多い生鮮・デリカについては、イオンからノウハウを提供したり、物流を共同化することで当社の競争力強化に貢献できるが、これらも連結子会社化の後でなければ実行できないと考えている。
- ・ 当社は、イオンの連結子会社となることにより、顧客、取引先、従業員に対して悪影響が生じることは想定していない。

上記事項の具体的な内容及びこれらを踏まえた当社グループの企業価値向上の可能性等について、本特別委員会（ツルハHD）は、その合理性を検証したところ、当社がウエルシアHDを完全子会社化するとともに、当社がイオンの連結子会社となることで、イオン、当社及びウエルシアHDがそれぞれの経営資源を集約し、互いに強みとする事業ノウハウ等を活用することが可能となり、当社が想定しているシナジーの実現が期待されるという点に不合理な点は認められない。

なお、イオンと当社は、本取引を行う前から一定の資本関係が存在し、従来から資本業務提携関係にあるため、当社がイオンの連結子会社となることにより期待されるシナジーは本取引を行わなくても実現することが可能ではないのかという点についても確認したところ、イオン及び当社のいずれの説明においても、イオンが連結子会社化後に想定している施策や経営資源の提供の多くは、1995年1月に開始された業務・資本提携契約では業務提携の範囲に明記されていないため、イオンが当社を連結子会社とし、今まで以上にイオングループとの連携を強固にすることにより、より広い業務において協力・提携することができる旨の説明があったため、その点で、現在の資本関係に留まらず連結子会社化を実施することには合理性が認められると考えられる。

その他のイオン、当社及びウエルシアHDの認識についても、合理性を検証したところ、特に不合理な点は認められない。

また、本取引は、当社がイオンにより連結子会社化されることが想定されており、これにより、イオングループのグループ基本方針や規程類等の適用を受け得るなど、当社の親会社としてのイオンが株主としての支配力又は影響力を有することとなる。しかしながら、イオンと当社は、本資本業務提携最終契約において、当社の経営の自主性・独立性について合意しており、契約上一定の手当てがなされていることから問題ないとともに、上記のとおりそのことを上回るメリットがあると判断しており、かかる判断に不合理な点は認められない。

以上のような点を踏まえ、本特別委員会（ツルハHD）において慎重に協議及び検討した結果、本取引は企業価値の向上に合理的に資するものと認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

ii 本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）に関する事項について

a 考え方

本株式交換は、当社が株式交換完全親会社、ウエルシアHDが株式交換完全子会社となる株式交換であり、当社の既存株主は本株式交換の効力発生後も当社の株主として残存することから、本株式交換によりウエルシアHDの株主に対して割り当てられる当社株式の数・比率（当社の少数株主に生じる希薄化の程度）が不当に大きいものにならないように、（言い換えれば、ウエルシアHDの株主にとってのプレミアムが不当に大きくならないように）配慮する必要がある。

b 本株式交換比率

本株式交換比率は、SMBC日興証券から取得した株式交換比率算定書の算定結果のうち、市場株価法の算定結果のレンジの下限を下回り、かつ、類似上場会社比較法及びDCF法の算定結果のレンジの範囲内の比率である（なお、本株式交換比率は、当社が実施することを予定している本株式分割の効力が生じることを前提として決定されている。これに対し、当社がSMBC日興証券から取得した株式交換比率算定書の評価レンジは、本株式分割が実施されることを考慮しない（本株式分割の実施前の）当社の株式数を前提として算定されたものであるため、本答申書（ツルハHD）における、評価レンジの範囲内にあるか否かについての言及は、評価レンジの数値を本株式分割の分割比率に応じて調整して当てはめている。）。

また、本株式交換比率は、山田コンサルから取得した株式交換比率算定書の算定結果のうち、市場株価法による算定結果のレンジの中央値であり、DCF法による算定結果のレンジの中央値を下回り、類似上場会社比較法による算定結果のレンジの範囲内である（なお、本特別委員会（ツルハHD）が山田コンサルから取得した株式交換比率算定書の評価レンジは、本株式分割が実施されることを考慮しない（本株式分割の実施前の）当社の株式数を前提として算定されたものであるため、本答申書（ツルハHD）における、評価レンジの範囲

内にあるか否かについての言及は、評価レンジの数値を本株式分割の分割比率に応じて調整して当てはめている。)

また、本株式交換比率は、近年に実施された、本取引と類似性を有する株式交換（2021年1月1日以降に公表された上場会社同士の株式交換及び2019年6月28日以降に公表された上場している親子会社間の株式交換）による完全子会社化事例における平均的なプレミアム水準と比較して平均値及び中央値をいずれも下回る水準であると評価でき、当社の一般株主に不利益であるとはいえない。

以上に加えて、本特別委員会（ツルハHD）は、本取引に際して実施された当社のウエルシアHDに対するデュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行った。そのうえで、本特別委員会（ツルハHD）は、当社において、本取引の取引条件の検討に際して、デュー・ディリジェンスの結果について合理的に考慮していることを確認した。具体的には、当社は、デュー・ディリジェンス及びその後の調査の結果として、ウエルシアHDにおいて2025年2月期に店舗に係る131億円程度の減損が生じることを認識したところ、かかる減損がウエルシアHD株式の本源的価値及び市場株価に与え得る影響を考慮した上で本取引の取引条件の検討及び交渉を行っている。

さらに、下記 iii のとおり、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本株式交換比率を含む本取引の取引条件は、当社がウエルシアHDとの間で独立当事者間の交渉と全く同等と評価できる度重なる交渉を行い、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。また、当社は、本公開買付価格について、イオンに対して、本取引の決定に至る直前まで、度重なる引上げの要請を行い、実際に本公開買付価格の引上げを実現している。

c 本取引の実施方法及び対価の種類等

(ア) 当社によるウエルシアHDの完全子会社化に係る取引（以下「本完全子会社化取引」という。）について

本完全子会社化取引の手法として、ウエルシアHDの株主に対して、当社株式を割り当て交付する本株式交換が検討されている。

当社が本完全子会社化取引を実施する場合、その対価を現金とすることも想定されるが、その場合、当社の財務状況に鑑みれば、外部の金融機関等からの資金調達を行う必要性が生じる可能性がある。本完全子会社化取引の結果、当社が多額の有利子負債を抱えた場合、当社経営の柔軟性等が阻害され、ウエルシアHDを傘下に加えた当社グループの企業価値の向上に影響を生じさせる可能性も否定できない。

本完全子会社化取引の手法を、当社株式を対価とする本株式交換とした場合、これにより、本株式交換の効力発生直前時点における当社の株主の議決権保有割合には一定程度の希薄化が生じるが、本株式交換と類似する株式交換による完全子会社化事例に鑑みると、株式交換完全親会社の株式に希薄化が生じたとしても、これをもって株式交換完全親会社の企業価値の向上に支障が生じるとは必ずしも評価できない。むしろ、前述の現金対価の場合のように多額の有利子負債の発生を伴うことなく完全子会社化を実現することで本取引実行後の

ウエルシアHDを傘下に加えた当社グループの企業価値向上に資するとともに、当社の少数株主及びウエルシアHDの既存株主は引き続き当社の株主として同社株式を保有することにより、本取引によって創出されるシナジー及び当社グループの企業価値の向上の利益を享受することもできると評価することが可能である。したがって、本株式交換の実施により当社株式に一定程度の希薄化が生じることのみをもって、本完全子会社化取引の対価の種類として、当社株式を選択することが不合理であるとは必ずしもいえない。

以上の点を踏まえれば、本完全子会社化取引の実施方法や本完全子会社化取引の対価の種類として、ウエルシアHDの株主に対して、当社株式を交付することには妥当性が認められる。

(イ) イオンが当社株式を過半数以上51%未満となる範囲で取得する取引（以下「本買増取引」という。）について

本買増取引の手法として、現金を対価とする本公開買付けが検討されている。

イオンは上場会社であり、本買増取引の対価をイオンの株式とすることも考えられるが、上場株式は一定の流動性はあるものの価値変動リスクがあり、また対価を受け取った株主が現金化するのに一定の時間と手続が必要になる。一方、対価を現金とする方が、価値変動リスクが低く、かつ、流動性の問題もなく、株主の応募判断にあたっては評価が比較的容易であると考えられる。

加えて、本買増取引は、市場取引ではなく、公開買付けによる手法が想定されている。公開買付けによる場合、取引の透明性を図ることや、当社の株主に公平に当社を売却する機会を提供することができるため、本買増取引を公開買付けによることに不合理な点は認められない。

以上の点を踏まえれば、本買増取引の実施方法や本買増取引の対価の種類を、現金を対価とした公開買付けとすることには妥当性が認められる。なお、本公開買付け価格は市場価格に一定程度のプレミアムを加えた価格であるものの、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であり、当社の株主が本公開買付け後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるため、本公開買付け価格の妥当性については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねることは適切であると考えられる。また、上記の状況に鑑みれば、当社が本公開買付けにあたり、第三者算定機関から独自に株式価値算定書を取得していないことは不合理ではない。

d 検討及び小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会（ツルハHD）において慎重に協議及び検討した結果、本取引に係る取引条件が株主共同の利益ができる限り確保された条件であり、当該取引条件は妥当であると判断するに至った。

なお、本公開買付けについては、上記のとおり、本公開買付価格が市場価格に一定程度のプレミアムを加えた価格であるものの、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であり、当社の株主が本公開買付け後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるため、本公開買付価格の妥当性については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねることは適切であると判断するに至った。

- iii 本取引の手の公正性に関する事項（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）について

当社及びその法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所並びに本特別委員会（ツルハHD）の法務アドバイザーである日比谷パーク法律事務所によれば、当社は、本取引についての当社における検討過程の公正性及び透明性を担保するために、以下のような措置を採っていることが認められる。

- a 当社は、2024年9月6日開催の取締役会の決議に基づき、本取引（本取引の内容として公開買付けが実施される場合には、当該公開買付けに対して、当社が特定の内容の意見表明を行うことを含む。）に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除するとともに、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するという目的を達成するための諮問機関として、本特別委員会（ツルハHD）を設置している。そして、本諮問事項に対する本特別委員会（ツルハHD）の意見を最大限尊重し、本特別委員会（ツルハHD）が本提案に係る取引の条件について妥当でないと判断した場合には、当社は、当該取引を実行する旨の意思決定（本取引の内容として公開買付けが実施される場合には、当該公開買付けに関する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。）を行わないこととするとともに、本取引を実施する場合における相手方との間で取引条件について交渉するにあたり、本特別委員会（ツルハHD）に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受け、また、特別委員会は、当社による取引条件の交渉に実質的に関与するものとされている。そして、本特別委員会（ツルハHD）は、当社が本取引の取引条件についてイオン又はウエルシアHDと交渉するに際し、実際に当社から適時にその状況の報告を受け、本特別委員会（ツルハHD）として真摯に審議・検討した上で本特別委員会（ツルハHD）の意見及び要請を当社に対して伝え、当社はかかる意見及び要請に沿って交渉を行ったため、本特別委員会（ツルハHD）は、当社による取引条件の交渉に実質的に関与した。なお、本特別委員会（ツルハHD）の委員は、設置当初から変更されていない。
- b 当社は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、イオン、当社及びウエルシアHDから独立した法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、TMI総合法律事務所より、本取引において手の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を

含む法的助言を受けている。

- c 本特別委員会（ツルハHD）は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、イオン、当社及びウエルシアHDから独立した法務アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所を選任し、日比谷パーク法律事務所より、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。
- d 当社は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、イオン、当社及びウエルシアHDから独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を選任し、SMBC日興証券から本取引に係る交渉等に関する専門的助言及び補助を受けている。
- e 本特別委員会（ツルハHD）は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、イオン、当社及びウエルシアHDから独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任し、山田コンサルから財務的見地からの専門的助言及び補助を受けている。
- f 当社は、2024年3月上旬から、当社とイオン及びウエルシアHDとの間の本取引の取引条件に関する協議・交渉には、イオン及びウエルシアHDの役職員を現に兼務し又は過去に兼務していた当社の役職員は関与しないこととし、2025年4月11日に至るまでかかる取扱いを継続しており、かつ、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、当社側にイオン若しくはウエルシアHD又はそれらの特別利害関係人が影響を与えたことを推認させる事実は存在しない。

以上のような点を踏まえ、本特別委員会（ツルハHD）において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程を含む本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

- iv 上記を踏まえ、取締役会が本取引の実施（本取引の内容として公開買付けが実施される場合には、当該公開買付けに係る意見表明の内容を含む。）を決定することが当社の少数株主にとって不利益か否かについて

上記を踏まえ慎重に検討した結果、当社取締役会が本取引の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。すなわち、当社の取締役会が、（ア）本株式交換を実施すること、及び（イ）本公開買付けに賛同の意見を表明することを決定することは、当社の少数株主に不利益ではないと判断するに至った。また、上記（イ）について、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であり、当社の株主が本公開買付け後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるため、本公開買付け価格の妥当性については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねることは当社の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。

② 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、イオン、ウエルシアHD及び当社から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を選任し、SMBC日興証券から本取引に係る交渉等に関する専門的助言及び補助を受けるとともに、2025年4月10日付で株式交換比率算定書を取得しております。

なお、SMBC日興証券は、イオン、ウエルシアHD及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るSMBC日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本取引の成否を問わず、一定の報酬の支払いが予定されている以上、かかる報酬をもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりSMBC日興証券を当社の財務アドバイザーとして選任しております。また、本特別委員会（ツルハHD）も、SMBC日興証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しております。

③ 当社における独立した法務アドバイザーからの助言

当社は、上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、イオン、ウエルシアHD及び当社から独立した外部の法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、TMI総合法律事務所から本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、TMI総合法律事務所は、イオン、ウエルシアHD及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るTMI総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成否又は取引若しくは手続の進捗に関連して決定される報酬は含まれておりません。また、本特別委員会（ツルハHD）も、TMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社の法務アドバイザーとして選任することを承認しております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社取締役会は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、SMBC日興証券から受けた助言を踏まえつつ、本答申書（ツルハHD）において示された本特別委員会（ツルハHD）の判断内容を最大限尊重しながら、本株式交換を含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か及び本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議いたしました。

その結果、当社は、2025年4月11日開催の当社取締役会において、同日時点における当社の意見として、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社取締役10名（うち、監査等委員である独立社外取締役3名及び独立社外取締役2名）の全員一致により上記の決議を行いました。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

上記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」に記載のとおり、本取引は、結果としてイオンが当社の過半数の議決権割合となる取引であるとともに、イオンを直接又は間接に相手方とする取引であるところ、イオンは、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式9,675,200株 (所有割合 (ツルハHD) : 19.66%) を直接保有しており、また、本追加取得の結果、当社株式13,205,200株 (所有割合 (ツルハHD) : 26.83%) を保有することになるため、一般論として、当社取締役会は、その構造上、本取引に係る意思決定を行うに際して、イオンの影響を受ける可能性があり、本取引の是非を決定するにあたり当社取締役会と当社の一般株主との間に利益相反が生じる可能性があること等に鑑み、イオン及びウエルシアHDから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2024年3月上旬から、当社とイオン及びウエルシアHDとの間の本取引の取引条件に関する協議・交渉には、イオン及びウエルシアHDの役職員を現に兼務し又は過去に兼務していた当社の役職員は関与しないこととし、2025年4月11日に至るまでかかる取扱いを継続しております。また、当社の検討体制 (本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。) に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会 (ツルハHD) の承認を得ております。

⑥ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

本特別委員会 (ツルハHD) は、上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本諮問事項 (ツルハHD) の検討を行うにあたり、イオン、ウエルシアHD及び当社から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任し、山田コンサルから財務的見地からの専門的助言及び補助を受けるとともに、2025年4月10日付で株式交換比率算定書を取得しております。なお、山田コンサルは、イオン、ウエルシアHD及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、山田コンサルに対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

⑦ 本特別委員会（ツルハHD）における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会（ツルハHD）は、上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、イオン、ウエルシアHD及び当社から独立した法律アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る本特別委員会（ツルハHD）の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、日比谷パーク法律事務所は、イオン、ウエルシアHD及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、日比谷パーク法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

【ウエルシアHDにおける公正性を担保するための措置】

ウエルシアHDの公正性を担保するための措置は以下のとおりです。

① ウエルシアHDにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

(i) 設置等の経緯

ウエルシアHDは、本資本業務提携最終契約の締結及び同契約に基づく本経営統合（以下「本経営統合等」といいます。）の公正性の担保に万全を期す観点から、2024年6月21日開催の取締役会における決議により、イオン、当社及びウエルシアHD並びに本経営統合等の成否からの独立性に問題がないことを確認の上、野沢勝則氏（ウエルシアHD社外取締役・独立役員）、加々美博久氏（ウエルシアHD元社外監査役・弁護士）及び安田昌彦氏（ベネディ・コンサルティング代表取締役社長・公認会計士）の3名により構成される本特別委員会（ウエルシアHD）を設置いたしました。ウエルシアHDは、本特別委員会（ウエルシアHD）に対し、(i)ウエルシアHDの取締役会（以下「ウエルシアHD取締役会」といいます。）に対し、本経営統合等の実施を勧告するか、及び、(ii)ウエルシアHD取締役会が本経営統合等の実施に関する決定（本資本業務提携最終契約の締結に係る決定を含む。）を行うことがウエルシアHDの少数株主にとって不利益なものでないかについて、それぞれ諮問しております（また、これらの検討に際しては、(i)ウエルシアHDの企業価値の向上に資するか否かの観点から、当該取引を実施することの合理性について検討・判断するとともに、(ii)ウエルシアHDの少数株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性についても検討・判断するものとされています。）（以下、これらを総称して「本諮問事項（ウエルシアHD）」といいます。）。また、ウエルシアHDは、本経営統合等に関するウエルシアHD取締役会の意思決定は、特別委員会（ウエルシアHD）の判断内容を適切に理解・把握した上で、これを最大限尊重して行うこととし、本諮問事項（ウエルシアHD）の検討にあたり、本特別委員会（ウエルシアHD）に対し、以下の権限を付与しております。

- i. ウエルシアHDが本経営統合等に係る関係者との間で行う協議・交渉過程に実質的に関与し、本特別委員会（ウエルシアHD）が必要と認める場合には本経営統合等に係る関係者との間で自ら又はウエルシアHD若しくはそのアドバイザーに指示することにより協議・交渉を行うこと
- ii. 本特別委員会（ウエルシアHD）において本経営統合等に係る法務、財務等のアドバイザーを選任し（この場合の費用はウエルシアHDの負担とする。）、又は、本経営統合等に係るウエルシアHDの法務、財務等のアドバイザーを指名・承認（事後承認を含む。）すること
- iii. ウエルシアHDの役職員、本経営統合等の関係者その他本特別委員会（ウエルシアHD）が必要と認める者から必要な事項を聴取し又は必要な情報を受領すること
- iv. ウエルシアHDの役職員その他の者から本経営統合等に関する検討及び判断に必要な情報（ウエルシアHDの事業計画の検証を要する場合、事業計画に関わる情報を含む。）を受領すること
- v. その他本経営統合等に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項

なお、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしております。

（ii）検討の経緯

本特別委員会（ウエルシアHD）は、本特別委員会（ウエルシアHD）の設置後、2025年4月10日までの間に、会合を合計14回開催したほか、報告・情報収集、審議、意思決定等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項（ウエルシアHD）について、慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会（ウエルシアHD）は、ウエルシアHDの財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びにウエルシアHDの法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業について、①当社、イオン及びウエルシアHD並びに本経営統合等からの独立性に問題がないこと及び②同種事案のアドバイザーリー業務に関する経験その他の専門性を有していることを確認の上、その選任を承認しました。

さらに、本特別委員会（ウエルシアHD）は、当社及びウエルシアHD経営陣に対し、本経営統合等に関する質問状を送付し、当社及びウエルシアHD経営陣から、当社及びウエルシアHDに関する現状認識（両社の強み及び現状の課題）、本経営統合等の意義・目的及び統合後のガバナンスに関する考え方等についてそれぞれ回答書を受領したほか、当社、ウエルシアHD経営陣及びウエルシアHD従業員組合に対するインタビューを実施し、本経営統合等に関するそれぞれの見解について説明を受けました。また、本特別委員会（ウエルシアHD）は、ウエルシアHDのDCF法による株式価値算定の前提となる事業計画に関し、前提

事項及び作成経緯等について説明を受け、質疑応答を行い、事業計画の合理性を確認の上、承認しております。さらに、ウエルシアHDの法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業、並びに財務及び税務デュー・ディリジェンスに係るアドバイザーであるPwCアドバイザリー合同会社及びPwC税理士法人より、当社グループに対する財務並びに財務及び税務に関するデュー・ディリジェンスの結果の報告を受け、当社の株式価値算定及びその前提となるキャッシュフロー計画並びに株式交換比率を含む本経営統合の取引条件の検討において考慮すべき事項を含め、質疑応答及び意見交換を行い、当社の株式価値算定の前提となった事業計画についてもその内容を検証しております。また、本特別委員会（ウエルシアHD）は、ウエルシアHDの財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券による株式交換比率算定について、算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程、重要な前提条件等及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性を確認しております。さらに、本特別委員会（ウエルシアHD）は、ウエルシアHDが、ウエルシアHDの財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から提出を受けた本フェアネス・オピニオンについて、その発行手続等の説明を受け、質疑応答を行っております。

加えて、本特別委員会（ウエルシアHD）は、当社との株式交換比率に関する交渉について、随時、ウエルシアHD及びみずほ証券から報告を受け、審議・検討を行い、当社との交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会（ウエルシアHD）は、当社から本株式交換比率に関する回答を受領次第、それぞれの回答について報告を受け、みずほ証券から対応方針等についての分析・意見を聴取した上で検討を行い、本株式交換比率の交渉方針を定めるとともに、必要に応じて指示を行う等、本株式交換比率に関する協議・交渉過程の全般において実質的に関与いたしました。

さらに、本特別委員会（ウエルシアHD）は、ウエルシアHD、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業及びみずほ証券から、本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の内容及び交渉状況について随時報告を受け、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業及びみずほ証券からの助言を踏まえて、必要に応じて交渉方針の検討・指示を行いました。また、ウエルシアHD及びみずほ証券から、ウエルシアHDが公表又は提出予定の本取引に係る開示書類のドラフト並びに本株式交換契約に係る株主総会参考書類の作成方針等について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会（ウエルシアHD）は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的助言、ウエルシアHDが2025年4月10日受けて提出を受けた株式交換比率算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本諮問事項（ウエルシアHD）について慎重に検討・協議を重ねた結果、2025年4月11日付で、ウエルシアHD取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答

申書を提出しております。

(a) 答申内容

1. ウエルシアHD取締役会に対し、本経営統合等を実施することを勧告する。
2. ウエルシアHD取締役会が本経営統合等の実施に関する決定（本資本業務提携最終契約の締結に係る決定を含む。）を行うことは、ウエルシアHDの少数株主にとって不利益なものではないものと思料する。

(b) 答申理由

1. 本経営統合等を実施することの合理性

以下の点より、本経営統合等はウエルシアHDの企業価値の向上に資するものであり、本経営統合等を実施することは合理的であると考えられる。

(1) ウエルシアHDの事業環境及び経営課題等

- ・ウエルシアHDからの説明によれば、ドラッグストア業界では、出店余地の減少、薬価の引き下げ、価格競争の激化等、事業環境の厳しさが増しており、長期的には、国内の少子高齢化による労働力不足を踏まえた積極的な従業員の処遇改善の必要や高齢者の増加に伴う消費者ニーズの変化等に直面することが予想されている。
- ・また、将来的なウエルシアHDグループの事業の継続と企業価値の向上のためには、店舗の競争力を更に高めていく必要があり、中長期的には、プライベートブランド商品の開発、新たな店舗フォーマットの開発等、既存の事業領域の拡大を含めた各種施策の実行が経営課題であると認識されている。

(2) 本経営統合等によるシナジー

- ・イオン、当社及びウエルシアHDからの説明によれば、本経営統合等により、各社の業務提携を推進し、具体的には、(i) 商品等の調達における連携、(ii) P B商品の開発加速・品揃え強化による収益改善、(iii) 共同配送による配送ルート最適化、配送コストの削減、(iv) 電力の共同調達によるコスト削減、(v) ドミナント戦略の推進・店舗開発ノウハウの共有による収益性の向上、(vi) 調剤薬局事業における既存事業強化・新規事業展開による売上増、(vii) 海外出店の加速といった取り組みを行うことが想定されている。
- ・そして、このような業務提携を通じて、本経営統合後3か年でおよそ500億円のシナジー効果を見込んでいるとのことである。
- ・本特別委員会（ウエルシアHD）としては、当社、イオン及びウエルシアHDの分析について、3社によるシナジー分科会の検討結果を含めて検証したものの、特段不合理な点は確認されていない。

(3) 本経営統合等によるディスシナジーの検討

- ・ ウエルシアHD経営陣によれば、想定される本経営統合等によるディスシナジーとして、(i)調剤報酬減算のリスク（グループ内に敷地内薬局が1店舗でも存在する場合の調剤基本料の減算のリスク）、(ii)商品の帳合統合に係るシナジー実現に向けた追加的なIT投資の発生可能性、(iii)上場廃止に伴うウエルシアHDの顧客、取引先、従業員、金融機関等に対する信用力の低下の懸念、(iv)本経営統合等に伴うウエルシアHDグループの従業員のモチベーションへの悪影響やモラルの低下の懸念、(v)クリアランス取得のための問題解消措置が必要となる可能性が挙げられるものの、いずれもその影響は小さくなく、本経営統合等を進めるにあたり重大な支障となるものではないとのことである。
- ・ 本特別委員会（ウエルシアHD）としても、上記ウエルシアHD経営陣の分析に特段不合理な点は見受けられず、異論はない。

(4) 本経営統合等以外の選択肢の可能性

- ・ ウエルシアHDからの説明によれば、厳しさを増しているドラッグストア業界の事業環境下で、店舗の競争力を更に高め、また中長期的な視点から既存の事業領域の拡大を含めた各種施策の実行するためには、ウエルシアHDが、スタンドアロンではなく、同業他社との経営統合により規模の利益も享受しながら取り組んでいくことが望まれる。また、イオン、当社以外の事業パートナーとの協業の可能性に関しては、業界1位と業界2位の統合である本経営統合等によって獲得する圧倒的なスケールメリットや、各社グループが保有するアセット、ノウハウ、調達網、物流システム、顧客データ基盤等を踏まえると、他社との協業により期待される事業上のシナジー効果が本経営統合等の実施によるシナジー効果を上回ることは想定し難いとのことである。
- ・ 本特別委員会（ウエルシアHD）は、上記ウエルシアHDの見解が不合理でないことを確認した。

2. 取引条件の妥当性

以下の点より、本株式交換比率を含め、本経営統合等の取引条件は妥当であると考えられる。

(1) 本経営統合等の方法及び対価の種類等の妥当性

- ・ 本株式交換により当社がウエルシアHDを完全子会社した上で、ウエルシアHD本社機能並びに組織及び人員等の再編を実施することは、当社及びウエルシアHDの合併や共同株式移転といった他の手段と比して特に不合理とはいえない。
- ・ ウエルシアHDの株主は、本株式交換の対価である当社株式の保有を通じて、本経営統合等によるシナジー効果や、シナジー効果の発現の結果としての当社株式の価格上昇等を享受する機会を得ることができ、流動性の高い当社株式を市場で取引する

ことで随時現金化することも可能であるから、本経営統合等の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められない。

- ・本連結子会社化についても、イオンによる当社株式に対する公開買付けは、統合会社の上場廃止を目的とするものではなく、本経営統合等による統合会社の企業価値向上に期待する株主には、当該公開買付けに応募せず、統合会社の株式を継続して保有するという選択肢がある。統合会社である当社がイオンの子会社となることに関しても、ウエルシアHDはもとよりイオンの子会社として、イオングループとの提携等によりシナジー効果を得てきた経緯があることに加え、本資本業務提携最終契約では、当社が上場会社としてイオンから適切に独立性を保つための仕組みが合意されているなど、相応の配慮がなされている。

(2) 本株式交換比率の妥当性

- ・本特別委員会（ウエルシアHD）は、ウエルシアHDの事業計画の内容を検証し、ウエルシアHDの株式価値の算定及びこれを踏まえた本株式交換比率の算定の前提とする事業計画として合理性があることを確認し、承認した。
- ・本特別委員会（ウエルシアHD）は、ウエルシアHDが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの方針及び結果について共有を受け、当社の事業計画についてもその内容を検証し、特段不合理な点は見受けられないことを確認した。
- ・ウエルシアHDがみずほ証券から2025年4月10日付で取得した株式交換比率算定書において、みずほ証券が採用した市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法について、各算定方法の採用の理由及び算定内容に不合理な点は認められないところ、本株式交換比率は、各算定方法による算定レンジとの対比で全てレンジの範囲内にあり、かつ、類似企業比較法においては当該算定レンジの中央値を上回り、その他も中央値から大きく乖離するものではない。
- ・本株式交換比率は、当社株式及びウエルシアHD株式の東京証券取引所プライム市場における2025年4月10日の終値に基づき算出される株式交換比率に対して3.5%（小数点第二位を四捨五入）のプレミアムを付したものと評価できる一方で、同日から過去1か月、3か月及び6か月の各期間の終値平均値に基づく株式交換比率に対して若干（最大で数%）のディスカウントである。これは、特別委員会の実質的関与の下で最大限交渉を尽くした結果であって、過去の同種事例との対比に鑑みても、特段不合理ではない。
- ・ウエルシアHDは、本株式交換比率に関し、みずほ証券から、2025年4月10日付で、本株式交換比率がウエルシアHDの普通株主にとって財務的見地から妥当であると判断する旨の本フェアネス・オピニオンを受領しているところ、本フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容にも特に不合理な点はなく、これによっても本株式交換比率の妥当性が裏付けられているものと考えられる。

- ・本特別委員会（ウエルシアHD）は、ウエルシアHDと当社との間の本株式交換比率に関する協議・交渉過程に実質的に関与し、本株式交換比率について、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保された上で、真摯な交渉を実施した。

(3) その他の本経営統合等の取引条件の妥当性

- ・本資本業務提携最終契約において最終的に合意された本経営統合等の条件は、本株式交換後の統合会社において、当社及びウエルシアHDがそれぞれの経営資源を最大限活用し、相互に補完・連携して本経営統合等によるシナジーを発揮するための条件として、特に不合理な点は見受けられない。

3. 手続の公正性

以下の点より、本経営統合等の手続は公正であると考えられる。

(1) 本特別委員会（ウエルシアHD）の設置等

以下のような特別委員会の設置及び運用の状況からすれば、本特別委員会（ウエルシアHD）は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。

- ・本特別委員会（ウエルシアHD）の委員は、イオン、当社及びウエルシアHD及び本経営統合等の成否からの独立性に問題がなく、かつ必要な経験及び知見を備えている。
- ・本特別委員会（ウエルシアHD）の判断内容を最大限尊重して行う仕組みが担保され、本諮問事項の検討にあたり、本特別委員会（ウエルシアHD）に対して本特別委員会が有効に機能するために必要な権限を付与されている。
- ・本特別委員会（ウエルシアHD）は、本諮問事項の検討及び判断にあたり十分な情報を取得した上で、本諮問事項について真摯に検討を行った。
- ・本特別委員会（ウエルシアHD）は、本株式交換比率に関する交渉過程全般にわたり実質的に関与しており、また、本株式交換比率に限らず、本資本業務提携最終契約の内容及び交渉状況についても随時報告を受け、必要に応じて意見を述べ、交渉方針について指示を出すなどしている。

(2) ウエルシアHDの独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式交換比率算定書及び本フェアネス・オピニオンの取得

- ・ウエルシアHDは、当社、イオン及びウエルシアHD並びに本経営統合等からの独立性及び専門性を有する財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選任し、みずほ証券から、本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得し、さらに本フェアネス・オピニオンの提出を受けた。

(3) ウエルシアHDの独立した法務アドバイザーからの助言の取得

- ・ウエルシアHDは、当社、イオン及びウエルシアHD並びに本経営統合等からの独立性並びに専門性を有する法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共

同事業を選任し、適宜必要な法的助言を受けた。

(4) ウエルシアHDにおける独立した検討体制の構築等

- ・ウエルシアHDは、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業から受けた法的助言を踏まえ、当社及びイオンから独立した立場で、ウエルシアHDの企業価値の向上及びウエルシアHDの株主共同の利益の確保の観点から、本経営統合等に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を行った。
- ・また、ウエルシアHD取締役の岡田元也氏は、イオンの取締役兼代表執行役を兼任しているところ、イオンと当社及びウエルシアHDの少数株主の利害が必ずしも一致せず、利益相反が生じる可能性等を踏まえ、ウエルシアHDの取締役会における本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結に係る議案の審議及び決議には参加しない予定である。

(5) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

- ・本株式交換においては、手続の公正性を担保するための措置が十分講じられていることから、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定は行わない予定であり、それによって手続の公正性が否定されるものではない。

(6) 充実した情報開示

- ・本特別委員会（ウエルシアHD）は、本経営統合等に関するプレスリリースその他の開示書類等を確認し、ウエルシアHDの少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であることを確認した。

4. 本諮問事項（ウエルシアHD）に関する結論

上記1のとおり、本経営統合等はウエルシアHDの企業価値の向上に資するものであり、本経営統合等を実施することは合理的であると考えられること、上記2のとおり、本株式交換比率を含め本経営統合等の取引条件は妥当であると考えられること、及び、上記3のとおり、本経営統合等の手続は公正であると考えられることから、本特別委員会（ウエルシアHD）は、ウエルシアHD取締役会に対し、本経営統合等の実施することを勧告するとともに、ウエルシアHD取締役会が本経営統合等の実施に関する決定（本資本業務提携最終契約の締結に係る決定を含む。）を行うことは、ウエルシアHDの少数株主にとって不利益なものでないものと判断する。

② 独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

ウエルシアHDは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、当社、ウエルシアHD及びイオンから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2025年4月10日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。また、ウエルシアHDは、みずほ証券から、本株式交換比率がウエルシアHDの普通株主にとって財務的見地から妥

当であると判断する旨の本フェアネス・オピニオンを取得しております。詳細は上記（２）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、みずほ証券は、当社、ウエルシアHD及びイオンの関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。ウエルシアHDは、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合にウエルシアHDに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本取引の成否を問わず、一定の報酬の支払いが予定されている以上、当該報酬体系をもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。また、本特別委員会（ウエルシアHD）も、みずほ証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、ウエルシアHDの財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しております。

③ 独立した法律事務所からの助言の取得

ウエルシアHDは、本経営統合に関し、当社、ウエルシアHD及びイオンから独立した法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を選任し、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業は、当社、ウエルシアHD及びイオンの関連当事者には該当せず、本株式交換を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る森・濱田松本法律事務所外国法共同事業に対する報酬には、本取引の成否又は取引若しくは手続の進捗に関連して決定される報酬は含まれておりません。また、本特別委員会（ウエルシアHD）も、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業の独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、ウエルシアHDの法務アドバイザーとして選任することを承認しております。

④ ウエルシアHDにおける独立した検討体制の構築

上記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、本株式交換は、当社、イオン及びウエルシアHDが本経営統合及びイオンによる当社の連結子会社化等に関して締結する本資本業務提携最終契約に従い実施されるものであるところ、イオンは、2025年4月11日時点で、(i)ウエルシアHD株式105,981,400株（所有割合（ウエルシアHD）：50.51%）を保有し、ウエルシアHDを連結子会社としていること、また、(ii)当社株式9,675,200株（所有割合（ツルハHD）：19.54%）を保有していること等に鑑みれば、本株式交換を含む本経営統合について本資本業務提携最終契約において合意を行うに際しては、イオンと当社及びウエルシアHDの少数株主の利害が必ずしも一致せず、イオンを通じて当社及びウエルシアHDの相互に利益相反が生じる可能性が存在することから、本経営統合の公正性の担保に万全を期し、イオン及び当社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制をウエルシアHDの社内に構築いたしました。

具体的には、ウエルシアHDは、ウエルシアHD及び当社の双方によるデュー・ディリジェンスの実施、ウエルシアHDの事業計画の検討及び作成、当社の事業計画の検証、本経営統合等の統合会社の経営方針の検討、統合によるシナジーの検討等といったウエルシアHDにおける本経営統合等の検討、交渉及び判断に関しては、ウエルシアHDの親会社であるイオンの役職員を兼務する者及びイオン出身者が含まれないよう留意して体制の構築を行っております。また、ウエルシアHDの検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関するウエルシアHDの役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会（ウエルシアHD）の承認を得ております。

⑤ ウエルシアHDにおける利害関係を有する取締役を除く出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員による異議がない旨の意見

ウエルシアHDの取締役会における本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結に係る議案は、ウエルシアHDの取締役（イオンの取締役兼代表執行役を兼任する岡田元也氏を除きます。）のうち出席した取締役全員の一致により承認可決されており、かつ、ウエルシアHDの全監査役は、本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約を締結することにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、岡田元也氏は、イオンの取締役兼代表執行役を兼任しており、本経営統合に関して、イオンと当社及びウエルシアHDの少数株主の利害が必ずしも一致せず、イオンを通じて当社及びウエルシアHDの相互に利益相反が生じる可能性等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、上記取締役会を欠席しております。また、当社の取締役のうち、石坂典子氏は、一身上の都合により上記取締役会を欠席しました。

(ウ) 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

本株式交換の対価として当社の普通株式がウエルシアHDの株主の皆様へ交付されることにより、当社株式の保有を通じて、本株式交換後のウエルシアHDを傘下に加えた当社グループの企業価値向上に資するとともに、当社の少数株主及びウエルシアHDの既存株主は引き続き当社の株主として同社株式を保有することにより、本取引によって創出されるシナジー及び当社グループの企業価値の向上の利益を享受することもできると評価することが可能であると考えたことから、当社の普通株式を対価とする株式交換のスキームを選択することが望ましいと判断いたしました。

(エ) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の定めるところに従って、当社が適当に定めます。かかる内容は、当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

2. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

3. 株式交換完全子会社についての事項

(ア) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

ウエルシアHDの最終事業年度（2024年3月1日から2025年2月28日まで）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社のウェブサイト（<https://www.tsuruha-hd.co.jp/ir/gms/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載し、招集通知及び書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しております。

（イ）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

（資本業務提携契約に係る最終契約の締結）

ウエルシアHDは、2025年4月11日開催の取締役会において、当社及びウエルシアHDの本経営統合を含むイオン、当社及びウエルシアHDの本資本業務提携に係る本資本業務提携最終契約を締結することを決議し、同日、イオン、当社及びウエルシアHDの間で本資本業務提携最終契約を締結しました。

（株式交換契約の締結）

ウエルシアHDは、2025年4月11日開催の取締役会において、本経営統合の一環として、当社を株式交換完全親会社、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日、ウエルシアHD及び当社間で本株式交換契約を締結しました。本株式交換は、2025年5月26日開催予定の当社の定時株主総会の決議及び2025年5月27日開催予定のウエルシアHDの定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、本経営統合の実行に際して必要な法令等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を含みます。）上のクリアランス・許認可等の取得その他本株式交換契約が定める条件が満たされることを前提として、2025年12月1日を効力発生日として行われる予定です。また、本株式交換の効力発生日に先立ち、ウエルシアHDの普通株式は、2025年11月27日に東京証券取引所プライム市場において上場廃止（最終売買日は2025年11月26日）となる予定です。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項としての資本業務提携契約に係る最終契約及び株式分割等については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、上記当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載し、招集通知及び電子提供措置事項記載書面への記載は省略しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

本議案は、ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。当該取締役候補者の選任は、第3号議案「ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、かつ、本株式交換の効力が発生することを停止条件として、効力を生ずることといたします（本株式交換の効力発生日は2025年12月1日の予定です。）。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合における取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）であります。当該取締役候補者の選任の効力が発生した場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）となる予定であります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
 <p data-bbox="258 672 485 749"> <small>きり さわ ひで あき</small> 桐澤英明 (1974年1月8日生) </p> <div data-bbox="329 783 417 821" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 新任 </div>	<p data-bbox="538 201 1059 254"> 1998年4月 株式会社クスのサンロード入社 2005年9月 株式会社ナカヤ入社 (現ウエルシア薬局株式会社) </p> <p data-bbox="538 281 1130 489"> 2014年9月 ウエルシア薬局株式会社商品部長 2015年3月 同社執行役員商品部長 2016年5月 同社商品本部副本部長兼商品部長 2018年5月 同社取締役商品本部副本部長兼商品部長 2019年3月 同社取締役商品本部長 2020年3月 同社取締役中日本支社長 2022年5月 同社取締役副社長兼西日本担当兼中日本支社長 </p> <p data-bbox="538 492 1105 568"> 2023年3月 同社代表取締役副社長兼商品本部長 ウエルシアホールディングス株式会社 商品担当 </p> <p data-bbox="538 571 1105 624"> 2023年5月 ウエルシアホールディングス株式会社 執行役員商品・物流担当 </p> <p data-bbox="538 627 1082 680"> 2024年3月 ウエルシア薬局株式会社代表取締役 副社長 商品・物流担当 </p> <p data-bbox="538 683 1105 759"> 2024年5月 ウエルシアホールディングス株式会社 代表取締役兼社長執行役員最高業務 執行責任者 (現任) </p> <p data-bbox="553 762 1112 837"> (重要な兼職の状況) ウエルシアホールディングス株式会社代表取締役兼 社長執行役員最高業務執行責任者 </p> <p data-bbox="538 864 1165 1023"> (取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 桐澤英明氏はウエルシアホールディングスの代表取締役 社長として豊富な実績と経験からウエルシアグループの経 営に対して手腕を発揮しております。当社との経営統合後 は、当社の企業価値向上に大きく貢献していただけるもの と判断し、取締役候補者といたしました。 </p>	<p data-bbox="1226 601 1279 624">一株</p>

- (注) 1.桐澤英明氏は、新任の取締役候補者であります。
- 2.同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 3.当社は、役員等賠償責任保険を保険会社と締結しており、候補者は当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約の内容の概要等は、「会社役員に関する事項」をご参照ください。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本議案は、ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換に伴い、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。当該取締役候補者の選任は、第3号議案「ウエルシアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、かつ、本株式交換の効力が発生することを停止条件として、効力を生ずることといたします（本株式交換の効力発生日は2025年12月1日の予定です。）。

なお、第2号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合における監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）であります。当該取締役候補者の選任の効力が発生した場合には、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）となる予定であります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
 <p>なか やま やす お 中山 泰 男 (1952年11月1日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p>	<p>1976年4月 日本銀行入行 2003年7月 同行名古屋支店長 2005年7月 同行政策委員会室長 2007年6月 セコム株式会社入社顧問 同社常務取締役 2016年5月 同社代表取締役社長 2017年5月 一般社団法人東京警備業協会会長 2019年6月 一般社団法人全国警備業協会会長 セコム株式会社代表取締役会長 2024年5月 ウエルシアホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2024年6月 セコム株式会社特別顧問 (現任) 2025年3月 いであ株式会社社外取締役 (現任) 2025年4月 東京都公立大学法人理事長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ウエルシアホールディングス株式会社社外取締役</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要) 中山泰男氏は、セコム株式会社の代表取締役社長として様々な分野における安全安心サービスに関する豊富な業務経験と、会社経営全般に関する見識を有しております。 これまでに蓄積した知識と経験を基に、企業統治の充実・人的資本経営に寄与いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者と致しました。</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 中山泰男氏は新任の社外取締役候補者であります。
2. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、中山泰男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、当社定款に基づき、法令に定める額を限度額として損害賠償責任を限定する責任限定契約を中山泰男氏と締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者は当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約の内容の概要等は「会社役員に関する事項」をご参照ください。
また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】選任後の取締役会構成およびスキルマトリクス

第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」、第2号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件」、第5号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりであります。

区分	氏名	社外・独立性	項 目						
			企業経営	事業戦略	財務・会計・M&A	人的資本・人材開発	法務・リスクマネジメント	DX・IT	グローバル
取締役	鶴羽 順		○	○		○	○		○
	村上 正一		○	○		○			
	八幡 政浩		○	○		○			
	遠山 和登			○					
	田中 若菜	○	○	○		○		○	○
	奥野 宏	○			○				○
	桐澤 英明		○	○				○	
取締役 監査等 委員	佐藤 はるみ	○			○				
	岡崎 拓也	○					○		
	浅田 龍一	○	○	○		○			
	中山 泰男	○	○		○				

(注1) 浅田龍一氏は今回非改選であります。

(注2) 上記のスキルマトリクスは、各取締役が保有するスキルのうち、主なものに優先順位をつけて○印を付しております。

(ご参考)

項目	スキルの定義
企業経営	当社グループの持続的な成長戦略の策定においては、一定規模の事業会社の経営経験および業績指標等の成果などの企業経営実績管理に関するスキル・知見を有する取締役メンバーが必要である。
事業戦略	当社グループはドラッグストア事業を中心に様々な事業を推進することで成長目標を達成する必要があり、事業戦略の構築、具体的な目標設定および施策立案、施策の実行による事業推進のスキル・知見を有する取締役メンバーが必要である。
財務・会計・M&A	当社グループの正確な財務報告および財務基盤を構築し、持続的な企業価値向上のためのM&Aなどの成長投資の推進、株主への対応を含む財務的な戦略の策定には、財務・会計およびM&Aに関するスキル・知見を有する取締役会メンバーが必要である。
人的資本・人材開発	当社グループは人的資本経営を進める中で、従業員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる環境、つまりは『成長・環境・健康の維持』の3つの視点で総合的な人材開発施策を策定し、結果として人的資源の価値を高めるスキル・知見を有する取締役メンバーが必要である。
法務・リスクマネジメント	当社グループはコンプライアンスを遵守し、リスク管理等に対する適切な管理体制の構築・実践・検証により、持続的な経営を行うため、ガバナンス構築やリスク管理・コンプライアンスの分野における確かなスキル・知見を有する取締役メンバーが必要である。
DX・IT	当社グループの継続的な成長拡大のため、ITによる強固かつ安定した経営基盤の構築・運用と、DXによる多様なデータ活用、業務効率化を実現し、企業価値向上を推進することができるスキル・知見を有する取締役会メンバーが必要である。
グローバル	当社グループの目標として、国内外を問わずグローバル展開を目指す中で海外事業の積極的な推進が不可欠なため、海外の事業展開の推進において海外の事業マネジメントのスキル・知見を有する取締役メンバーが必要である。

事業報告

(2024年5月16日から
2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 事業の状況

当社は決算期変更に伴い、当連結会計年度(2024年5月16日～2025年2月28日)は9.5ヶ月の変則決算となっております。このため、前連結会計年度との比較は行っておりませんが、参考情報として前連結会計年度12ヶ月の実績値を記載しております。

当連結会計年度における経済情勢は、設備投資や生産の持ち直し、企業業績の改善のなか、景気は緩やかな回復傾向となっております。物価上昇により実質賃金の伸びは一進一退で個人消費は伸び悩んでおります。また米国の保護主義政策による貿易紛争や中東情勢などの地政学リスクにより先行き不透明感が続いております。

ドラッグストア業界においては、人流やインバウンド需要の回復、物価上昇等による売上増効果に一巡感がみられるなか、依然食料品中心の値上がりは進んでおり消費者の節約志向は続いております。また出店競争が続くなか調剤チェーンや食品スーパー等の他業態企業の取り込みも見られており、市場規模の拡大は継続しております。

このような状況のもと、当社グループでは当期が最終年度となる中期経営計画の達成に向け、店舗戦略では自社建物やスクラップ&ビルドによる出店の推進、調剤戦略では薬局機能の強化、PB戦略では食品を中心とした商品開発、ストアロイヤリティ向上への取り組み、DX戦略ではアプリ会員の拡大、MAツール活用による来店促進、BIツールによる経営数値の可視化に取り組んでまいりました。また、業績管理面では収益性改善・販売管理費の低減に取り組んでまいりました。

店舗展開につきましては、既存エリアのさらなるドミナント強化を図るとともに競争力強化のため不採算店舗の改廃を進め、期首より73店舗の新規出店と68店舗の閉店を実施いたしました。この結果、当期末のグループ店舗数は直営店で2,658店舗となりました。なお、タイ国内の当社グループ店舗につきましては、3店舗の新規出店により同国内における店舗数は2025年2月28日現在で22店舗となりました。

当社グループの出店、閉店の状況は次のとおりとなっております。

(単位：店舗)

	前期末 店舗数	出店	閉店	純増	期末 店舗数	うち 調剤薬局
北海道	432	14	9	5	437	147
東北	604	10	21	△11	593	165
関東甲信越	533	11	16	△5	528	224
中部・関西	269	9	9	－	269	167
中国	366	10	2	8	374	143
四国	225	5	5	－	225	69
九州・沖縄	224	14	6	8	232	52
国内店舗計	2,653	73	68	5	2,658	967

(その他 海外22店舗 FC加盟店舗7店舗)

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高8,456億3百万円（前連結会計年度10,274億62百万円）、営業利益378億94百万円（同471億円51百万円）、経常利益378億40百万円（同474億66百万円）となりました。また、投資有価証券売却益38億30百万円を計上するとともに、店舗の収益性を吟味した結果、回収可能価額と帳簿価額との差額107億43百万円を減損損失、さらに店舗の閉鎖に伴い将来発生すると見込まれる損失額として31億10百万円を店舗閉鎖損失引当金繰入額として計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は172億7百万円（同217億43百万円）となりました。

なお、商品部門別の状況は、次のとおりであります。

医薬品

前年の抗原検査キット等の反動減や紅麹問題による漢方薬の販売減少はあったものの、調剤薬局の新規開設による処方箋枚数の増加により、売上高は2,007億46百万円となりました。

化粧品

基礎化粧品が好調に推移したものの、前年の人流回復、脱マスクによる効果が一巡したことから、売上高は1,175億11百万円となりました。

日用雑貨

一品単価の上昇と販売点数の前年割れが続くなか、シャンプー、洗剤、オーラルケアなどは販売が堅調に推移し、売上高は2,201億39百万円となりました。

食品

米を中心に値上が続くなかでも販売数量は堅調に推移し、冷凍食品、菓子、日配も好調であったことから、売上高は2,190億71百万円となりました。

その他

マスクの販売減少は続いており、健康食品の不調、育児用品も値上げによる販売数量の減少が響き、売上高は844億70百万円となりました。

商品部門別売上実績

品 目		当連結会計年度 (自 2024年 5月16日 至 2025年 2月28日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
商 品	医 薬 品	200,746	23.7	—
	化 粧 品	117,511	13.9	—
	日 用 雑 貨	220,139	26.0	—
	食 品	219,071	25.9	—
	そ の 他	84,470	10.0	—
小 計		841,940	99.6	—
不 動 産 賃 貸 料		1,051	0.1	—
手 数 料 収 入 等		2,611	0.3	—
合 計		845,603	100.0	—

- (注) 1. 当社グループは、おもに一般消費者に対して店頭販売を行っているため、受注生産および受注販売は行っていません。
2. 当社は2025年2月期より決算期（事業年度の末日）を5月15日から2月末日へ変更しております。この変更に伴い、2025年2月期は決算期変更の経過期間となることから9.5ヶ月決算となっております。このため、前期比は記載していません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、269億16百万円であり、その主なものは73店舗の新規出店および改装に伴う差入保証金等の店舗設備投資であります。

(出店店舗)

都 道 府 県 別	出 店 店 舗 数
北 海 道	14店舗
青 森 県	2店舗
宮 城 県	5店舗
秋 田 県	2店舗
山 形 県	1店舗
栃 木 県	1店舗
埼 玉 県	1店舗
千 葉 県	3店舗
東 京 都	4店舗
山 梨 県	1店舗
長 野 県	1店舗
静 岡 県	3店舗
愛 知 県	3店舗
	兵 庫 県
	鳥 取 県
	島 根 県
	岡 山 県
	広 島 県
	山 口 県
	香 川 県
	愛 媛 県
	福 岡 県
	熊 本 県
	大 分 県
	沖 縄 県
	計
	73店舗

(閉店店舗)

都 道 府 県 別		閉 店 店 舗 数
北 海 道	9店舗	静 岡 県 3店舗
青 森 県	3店舗	滋 賀 県 2店舗
岩 手 県	2店舗	京 都 府 1店舗
宮 城 県	11店舗	大 阪 府 2店舗
秋 田 県	1店舗	和 歌 山 県 1店舗
山 形 県	4店舗	広 島 県 2店舗
栃 木 県	1店舗	香 川 県 2店舗
千 葉 県	3店舗	高 知 県 3店舗
東 京 都	3店舗	福 岡 県 1店舗
神 奈 川 県	1店舗	長 崎 県 1店舗
新 潟 県	6店舗	鹿 児 島 県 3店舗
山 梨 県	1店舗	沖 縄 県 1店舗
長 野 県	1店舗	計 68店舗

- ③ 資金調達の状況
借入金の状況につきましては、「主要な借入先」に記載のとおりです。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社に該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ツルハ	4,252百万円	100.0%	薬局および店舗販売業に基づく医薬品等の販売ならびにフランチャイズ店への卸売販売業
株式会社くすりの福太郎	98百万円	100.0%	関東地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	287百万円	100.0%	中国・九州地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社レイ薬局	598百万円	51.0%	中国・四国地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社杏林堂グループ・ホールディングス	50百万円	51.0%	ドラッグストア運営子会社の経営指導および管理
株式会社杏林堂薬局	50百万円	51.0%	静岡県内における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ドラッグイレブン	100百万円	100.0%	九州・沖縄地区を中心とする薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハグループ マーチャンダイジング	10百万円	100.0%	当社グループ全般に係る商品の調達および物流に関する企画、商談、調達業務 当社グループのプライベートブランド商品の企画開発・販売促進業務 当社グループ取扱商品の電話およびインターネット等での通信販売
株式会社ツルハフィナンシャルサービス	10百万円	100.0%	保険代理店業務および経営指導管理
株式会社ツルハ酒類販売	10百万円	100.0%	酒類等のインターネット等での通信販売
株式会社セベラル	50百万円	100.0%	自動販売機の賃貸および飲料の販売

- (注) 1. (株)ツルハ酒類販売は、(株)ツルハの完全子会社であります。
2. (株)杏林堂薬局は、(株)杏林堂グループ・ホールディングスの完全子会社であります。
3. 2025年2月1日付で、(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本を存続会社、(株)広島中央薬局を消滅会社とする吸収合併を行っております。
4. (株)セベラルは、(株)ツルハフィナンシャルサービスの完全子会社であります。
5. 2024年8月16日付で、(株)ツルハを存続会社、(株)ツルハファーマシーを消滅会社とする吸収合併を行っております。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 152,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 49,557,068株 |
| ③ 株主数 | 27,935名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

2025年2月28日現在

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イ オ ン 株 式 会 社	9,675千株	19.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,109千株	12.55%
C E P L U X - O R B I S S I C A V	2,576千株	5.29%
野 村 證 券 株 式 会 社	1,947千株	4.00%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,521千株	3.12%
鶴 羽 樹	1,413千株	2.90%
鶴 羽 弘 子	1,371千株	2.81%
STATE STREET BANK AND T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	1,137千株	2.33%
鶴 羽 暁 子	1,043千株	2.14%
野 村 證 券 株 式 会 社 自 己 振 替 口	980千株	2.01%

(注) 持株比率は、当社所有自己株式（890,955株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役 に 交付した株式の区分合計

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	3,500株	4名
社外取締役（監査等委員を除く）	－株	－名
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	－株	－名
そ の 他 の 役 員	6,000株	13名

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況

a) 取締役

2025年2月28日現在

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	鶴 羽 順	(株)ツルハ代表取締役会長
取 締 役	村 上 正 一	(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本代表取締役社長
取 締 役	八 幡 政 浩	(株)ツルハ代表取締役社長
取 締 役	遠 山 和 登	(株)ツルハ取締役
取 締 役	田 中 若 菜	リンクトイン・ジャパン(株)日本代表
取 締 役	奥 野 宏	KTSS(株) マネージングパートナー
取締役 (常勤監査等委員)	大 船 正 博	(株)ツルハ監査役
取締役 (監査等委員)	佐 藤 は る み	アンカー税理士法人札幌事務所所長
取締役 (監査等委員)	岡 崎 拓 也	岡崎拓也法律事務所代表 (株)ホクリヨウ社外監査役 フルテック(株)社外取締役監査等委員
取締役 (監査等委員)	浅 田 龍 一	(株)トップカルチャーアドバイザー (株)I T O文化生活研究所顧問

- (注) 1. 取締役田中若菜氏、奥野宏氏、佐藤はるみ氏、岡崎拓也氏、浅田龍一氏は社外取締役であり、当社は5氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集、情報共有および内部監査部門等との連携の強化を図り、監査・監督機能の実効性を高めるため、大船正博氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員佐藤はるみ氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 鶴羽樹氏は、2024年8月9日付で取締役会長を退任いたしました。
小川久哉氏は、2024年8月9日付で取締役を退任いたしました。
藤井文世氏は、2024年8月9日付で取締役 (監査等委員) を退任いたしました。

b) 執行役員

2025年2月28日現在

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	※鶴 羽 順	
執 行 役 員	※村 上 正 一	(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本担当
執 行 役 員	※八 幡 政 浩	(株)ツルハ担当
執 行 役 員	※遠 山 和 登	グループ店舗開発部門担当
執 行 役 員	小 橋 義 浩	グループ経営戦略部門、グループ情報システム部門担当
執 行 役 員	小 河 路 直 孝	(株)杏林堂薬局担当
執 行 役 員	半 澤 剛	(株)ドラッグイレブン担当
執 行 役 員	有 馬 康 幸	グループ商品部門担当
執 行 役 員	野 村 和 彦	グループ調剤運営部門担当
執 行 役 員	春 田 康 行	(株)くすりの福太郎担当
執 行 役 員	木 根 崇 臣	グループ能力開発部門担当
執 行 役 員	尾 島 徳 仁	グループ人事総務部門担当
執 行 役 員	三 宅 隆 太 郎	グループ財務経理部門担当

(注1) 上記※印の執行役員は、取締役を兼任しております。

(注2) 小川久哉氏は、2024年8月9日付で執行役員を退任いたしました。

村上誠氏は、2024年10月15日付で執行役員を退任いたしました。

白石明生氏は、2024年11月14日付で執行役員を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各非業務執行取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社および連結子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性がそなわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に関する事項について取締役会にて決定しています。

1. 基本方針

当社は、取締役の報酬を経営方針を実現するための重要なインセンティブと考え、以下を基本方針とし、それぞれの要素を考慮した体系的な設計としております。

- ① 「お客様の生活に豊かさと余裕を提供する」企業理念を促すものであること
- ② 優秀な経営陣の参画と活躍を支える金額水準と設計であること
- ③ 当社の中長期的な成長への貢献意識を高めるものであること
- ④ 会社業績との連動性を持つとともに、短期志向への偏重を抑制する仕組みが組み込まれているものであること
- ⑤ 株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性と公平性及び合理性を備えた設計であり、かつこれを担保する適切なプロセスを経て決定されること

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬とで構成されています。取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用の上、同業・同規模（売上高・時価総額・連結営業利益等で選定）他業種の企業の役員報酬水準を参考に、毎年検証を行います。

2. 取締役報酬の内容及び構成割合等

取締役の報酬は、①基本報酬としての役位（職位）に応じた「固定報酬」（金銭報酬）、②事業年度ごとの業績と個人の評価等にもとづく「賞与」（金銭報酬）及び③役位（職位）に応じた「株式報酬」（譲渡制限付株式報酬）とし、職責が大きく異なる監査等委員である取締役、社外取締役とそれ以外の取締役で異なる構成比としております。

監査等委員である取締役、社外取締役を除く取締役の報酬構成については、経営方針を実現するための重要なインセンティブとして機能することを意識し、基本報酬、賞与及び株式報酬の比率を設定します。

具体的には、

基本報酬：賞与：株式報酬＝30～40%：50～60%：5～15%としております。

なお、「株式報酬」は、当社株式を交付することとします。

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）の報酬構成の概要

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬構成
基本報酬	役位別基準額をもとに各人ごとに定める	毎月現金	30～40%
賞与	単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定後、個人別支給額を算出	年1回現金	50～60%
株式報酬	株価と役員基準をベースに当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、各取締役別の付与株数を決定	年1回株式	5～15%

(賞与)

業績連動報酬としての賞与は単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等にもとづき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を算出します。賞与の算定に関わる指標は利益成長の達成度を重視する視点から連結業績の「営業利益及び当期純利益」と個人別のミッション達成度により設定します。なお、支払いは、年1回社内での決裁手続を経て、定時株主総会終了後に支給します。

(株式報酬) ※譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、株価と役員基準により出された各取締役別の付与株数をベースに、当社における各割当対象者の職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、付与株式数を決定します。

割当て時期については、定時株主総会終了後の9月開催の取締役会において決定します。

当社の取締役役に割当てる譲渡制限付株式は事前交付型です。

監査等委員である取締役、社外取締役には業務執行から独立していることを踏まえ、基本報酬のみを支給しております。

監査等委員である取締役、社外取締役の報酬構成の概要

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬構成	
			監査等委員である取締役	社外取締役
基本報酬	役員別基準額をもとに各人ごとに定める	毎月現金	100%	100%
賞与	単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定後、個人別支給額を算出	年1回現金	0%	0%
株式報酬	株価と役員基準をベースに当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、各取締役別の付与株数を決定	年1回株式	0%	0%

3. 取締役の報酬の決定プロセス

監査等委員である取締役以外の取締役の個人別報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の支給基準に基づく賞与の配分額とします。なお、株式報酬については個人別の割当株式数を取締役会において決議します。

報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額については、社外の有識者を交えた役員報酬の協議機関である指名・報酬委員会にて、同業他社や同規模他社の動向や企業経営のための必要性等の提言を踏まえ審議し、人事部にて各人別の報酬を立案の上、管理部門担当役員が社長と十分協議を行います。

※指名・報酬委員会の報酬部分の審議事項

- ・株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案の原案
- ・取締役（執行役員、グループ経営陣幹部を含む）の個人別の報酬等の決定方針
- ・取締役（執行役員、グループ経営陣幹部を含む）の個人別の報酬等の内容の原案

監査等委員である取締役の個人別報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬委員会からの提案に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定します。

b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬と賞与とで構成されている金銭報酬としての報酬限度額は、2021年8月10日開催の第59回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とすることでご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）人数は6名（うち社外取締役1名）であります。また、2008年8月12日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額30百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）とすることでご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。

また2021年8月10日開催の第59回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権に関する報酬額として年額150百万円以内とすることでご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の人数は5名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年8月10日開催の第59回定時株主総会において年額100百万円以内と定めることにご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の人数は3名であります。

c) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	180 (16)	75 (16)	84 (-)	19 (-)	5 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	56 (25)	56 (25)	- (-)	- (-)	5 (4)

- (注) 1. 上表には、2024年8月9日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役2名 (うち社外取締役0名)、監査等委員である取締役1名 (うち社外取締役1名) を含んでおります。
2. 当社は使用人兼務取締役がおりませんので、取締役には使用人給与は支給しておりません。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名 (2024年8月9日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役2名を含む) のうち3名に対する連結子会社3社からの報酬等の支払額は120百万円となります。なお、社外取締役に該当はありません。
3. 上記業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結業績の「営業利益及び当期純利益」であり、当該事業年度の実績は、「連結損益計算書」に記載のとおりであります。
4. 個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長鶴羽 順が委任を受け、取締役の基本報酬の額および各取締役の支給基準に基づく賞与の配分額を決定しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
5. 当該事業年度の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会にて審議し、人事部・管理部門執行役員による社長との十分な協議が行われているため、取締役会もその判断を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当事業年度における主な活動状況ならびに果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は次のとおりです。

a) 社外取締役 田中 若菜氏

リンクトイン・ジャパン(株)日本代表であります。当社と当社との間には特別の関係はありません。

当期に開催された取締役会10回全てに出席し、幅広く高度な知見、経験に基づき積極的な意見・助言をいただいております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

b) 社外取締役 奥野 宏氏

KTSS(株)マネージングパートナーであります。当社と当社との間には特別の関係はありません。

当期に開催された取締役会10回全てに出席し、豊富な海外での勤務経験を生かした国際的な視点から、発言、助言をいただいております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

c) 社外取締役（監査等委員） 佐藤 はるみ氏

アンカー税理士法人札幌事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

当期に開催された取締役会10回全てに出席し、税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有し、専門的見地から経営上有用な意見、助言をいただいております。また監査等委員会11回全てに出席し、監査等委員として取締役の職務執行に関する監査に貢献しました。

また指名・報酬委員会の委員として、開催された13回全ての委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程においてご発言をいただいております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

d) 社外取締役（監査等委員） 岡崎 拓也氏

岡崎拓也法律事務所代表、(株)ホクリヨウの社外監査役及び(株)フルテックの社外取締役監査当委員であります。当社と同事務所、両社との間には特別な関係はありません。

当期に開催された取締役会10回全てに出席し、弁護士としての豊富な業務経験と企業法務に関する専門的知識をもとに、経営上有益なご意見をいただいております。また監査等委員会11回全てに出席し、監査等委員として取締役の職務執行に関する監査に貢献しました。

また指名・報酬委員会の委員長として、開催された13回の委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程においてご発言をいただき、指名・報酬委員会の運営に貢献いただいております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

e) 社外取締役（監査等委員） 浅田 龍一氏

(株)ITOI文化生活研究所顧問、(株)トップカルチャーのアドバイザーであります。当社と両社との間には特別な関係はありません。

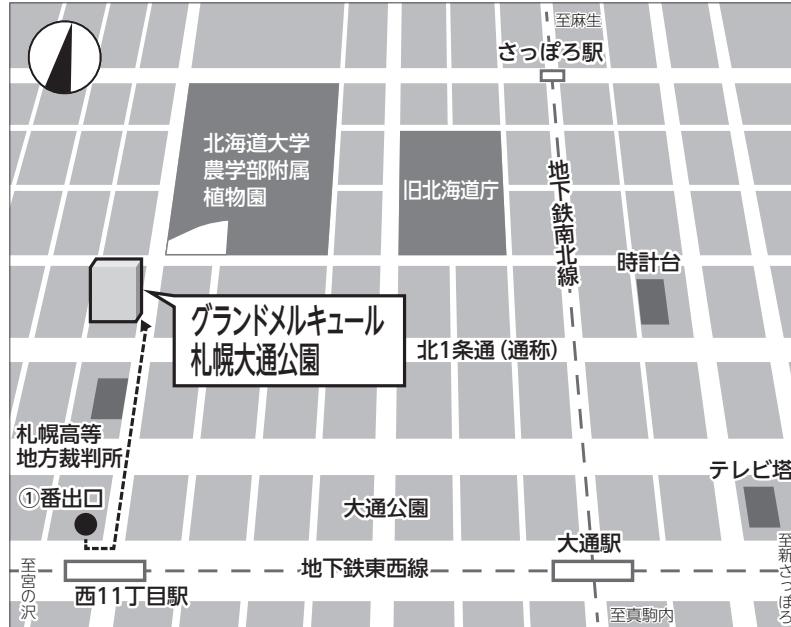
就任後に開催された取締役会7回全てに出席し、長年にわたり小売業の経営者として企業経営を行われた経験と豊富な知識に基づき様々なご意見、アドバイスをいただいております。また就任後に開催された監査等委員会7回全てに出席し、経営者としての視点からガバナンスに関するご意見をいただき、経営監視機能を発揮いたしました。また、指名・報酬委員会の委員として就任後に開催された指名・報酬委員会8回全てに出席し、経営層の後継者育成計画の実施に際して貴重なご意見、アドバイスをいただいております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

なお、社外役員が当事業年度において当社の子会社等から受けた報酬等の額はありません。

株主総会会場ご案内図

会場： 札幌市中央区北1条西11丁目1番地1
グランドメルキュール札幌大通公園（旧：ロイトン札幌）
3階 ボールルーム
TEL. 011-271-2711



[交通機関]

■地下鉄東西線 西11丁目駅下車（①番出口）徒歩約3分

■JR札幌駅からタクシー約5分

※駐車場（有料）の数に限りがございますので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。

※株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。